法人税freee申告ハンドブック

【繰越欠損金なし】設立2年目以降　当期黒字法人向け

2025.5.9

はじめにお伝えしたい4つのこと

1. このハンドブックは必ず入力する項目だけを作業順に記載しています。
   手順に沿って入力することで、どなたでも最短で申告書を完成させることができます。

2. 申告書の書き方は幾つかの方法がありますが、ハンドブックではfreee申告に最も適した方法を案内しています。そのため「過去に紙やExcelで申告をしていて自信がある」という方も、まずはハンドブック通りに進めてみる事を強くお薦めします。

3. より詳しい内容を知りたい方や、ハンドブックには載っていない個別帳票の入力方法を確認したい方向けには、freee申告法人税申告ガイドをご用意しています。
   各ページ右下にある 詳細はガイドへ ボタンからも、該当するガイドの内容を確認いただけます。
   （←ド部分をクリックすると、リンク先へ移動します）

4. 消費税課税事業者の方は、別途、消費税の申告・納付も必要です。
   ヘルプページを参照しながら、freee申告で消費税申告書を作成してください。

※このハンドブックは、当期が黒字決算で、且つ、前期から繰り越した損失（繰越欠損金）が存在しないユーザーさまを対象にしています。当期が黒字決算でも繰越欠損金が存在しているユーザーさまは「⑤設立2年目以降　赤字法人黒字法人共通（繰越欠損あり）」をご利用ください

（見分け方：前期の申告書に別表七（一）があり、別表七（一）の「合計」欄に金額がある⇒繰越欠損あり）

目次

freee申告の前にやること	04
1. 基本情報を入力する	07
2. 国税の申告書類に入力する	11
3. 地方税の申告書類に入力する	22
4. 中間納付の入力をする	28
5. 税額調整を行う	34
6. 国税の添付資料を作成する	39
7. 申告書の最終チェックを行う	43
8. 決算書を作成する	45
9. 申告書を提出・納税する	52
10. 申告・納税後の処理を行う	61

freee申告の前にやること

正しい申告書を作成する前提として、freee会計に正しい情報が入っている事が必要です。
freee申告への入力を始める前に、「決算サポートアプリ」を用いて、freee会計での入力が完了している事を確認しましょう。

＜決算サポートアプリで確認する内容＞

- 1年分すべての取引を登録しているか
- 預金の登録残高と通帳残高が一致しているか
- 異常なマイナス残高の科目がないか
- 会計期間が正しいか

※決算サポートアプリは無料でご利用いただけます。

【freee申告を前年度から利用している方向け】

当年度の入力を始める前に

1. freee申告とfreee会計の決算期が異なる場合、ログイン時に以下のモーダルが表示されます。
   年度を更新する場合は、青色の「変更する」をクリックしてください。

新しい年度にしたい場合は
こちらをクリック

モーダルを閉じた後に、次年度繰越を行いたい場合はメニューの「申告一覧」をクリック

2. その後「繰り越して作成」をクリックすると、前年度情報をコピーし新しい年度の申告書を作成します。

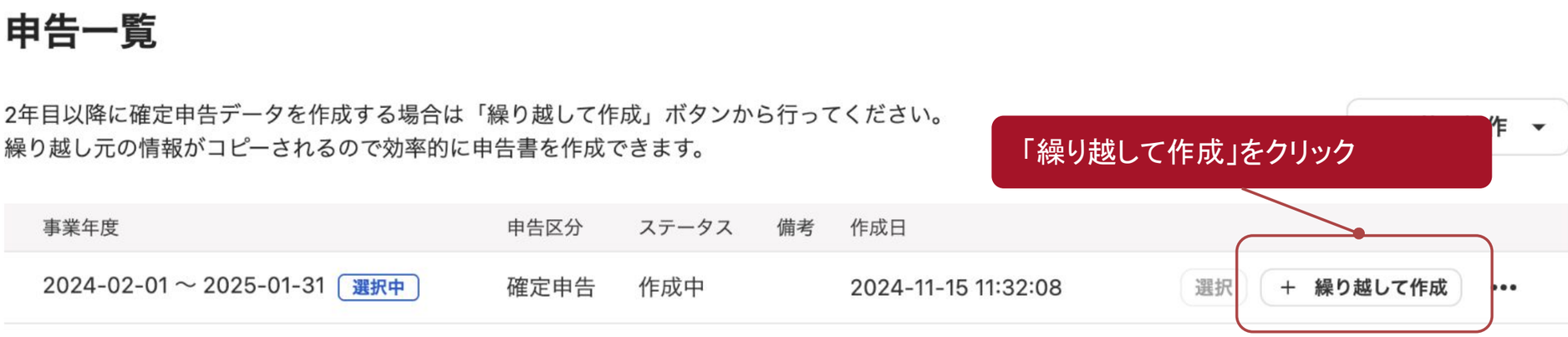

「繰り越して作成」をクリック

【freee申告を前年度から利用している方向け】

当年度の入力を始める前に

3.「繰り越して作成」から申告書を作成すると、入力情報の一部が前期の申告書から自動で転記されます。
これにより本ハンドブックの以下の作業は原則不要になります（前年から変動があった場合は除く）

【作業が不要になる項目】

- Section1.基本情報
  - 全般
- Section2.国税の申告書類
  - 別表二：全般
  - 別表五（一）：前期情報の転記
  - 別表五（二）：Step2　前期末の税額の入力
  - 別表七（一）：前期の欠損金額の転記
- Section3.地方税の申告書類
  - 六号様式別表九：前期の欠損金額の転記

Section1.

基本情報を入力する

このセクションのポイント

- 申告においては、**住所や設立年月日等も税金の金額に影響を及ぼす情報**になるので、とにかく正確な情報を入力する事を心掛けましょう
- 前年度からfreee申告をご利用されている場合は、基本的に前年度に入力した情報が繰り越されます。変更がある箇所のみ修正入力してください

画面図にある吹き出しの見方について

このハンドブックでは用途によって吹き出しの色を使い分けしています。

それぞれの色の意味は以下の通りです。

ただの説明であり、ユーザーさまに作業を求めていない箇所

ユーザーさまに入力やクリックなどの作業を求める箇所

自動連携が前提で、反映された内容のチェックを求める箇所

ユーザーさまによって該当するかしないか分かれる箇所
→該当する場合のみ記載されている内容を確認

a.基本情報・申告情報を入力する

基本情報・申告情報の中の「必須」項目は全て入力する必要があります。「必須」でない項目についても該当がある場合は記載をしてください。

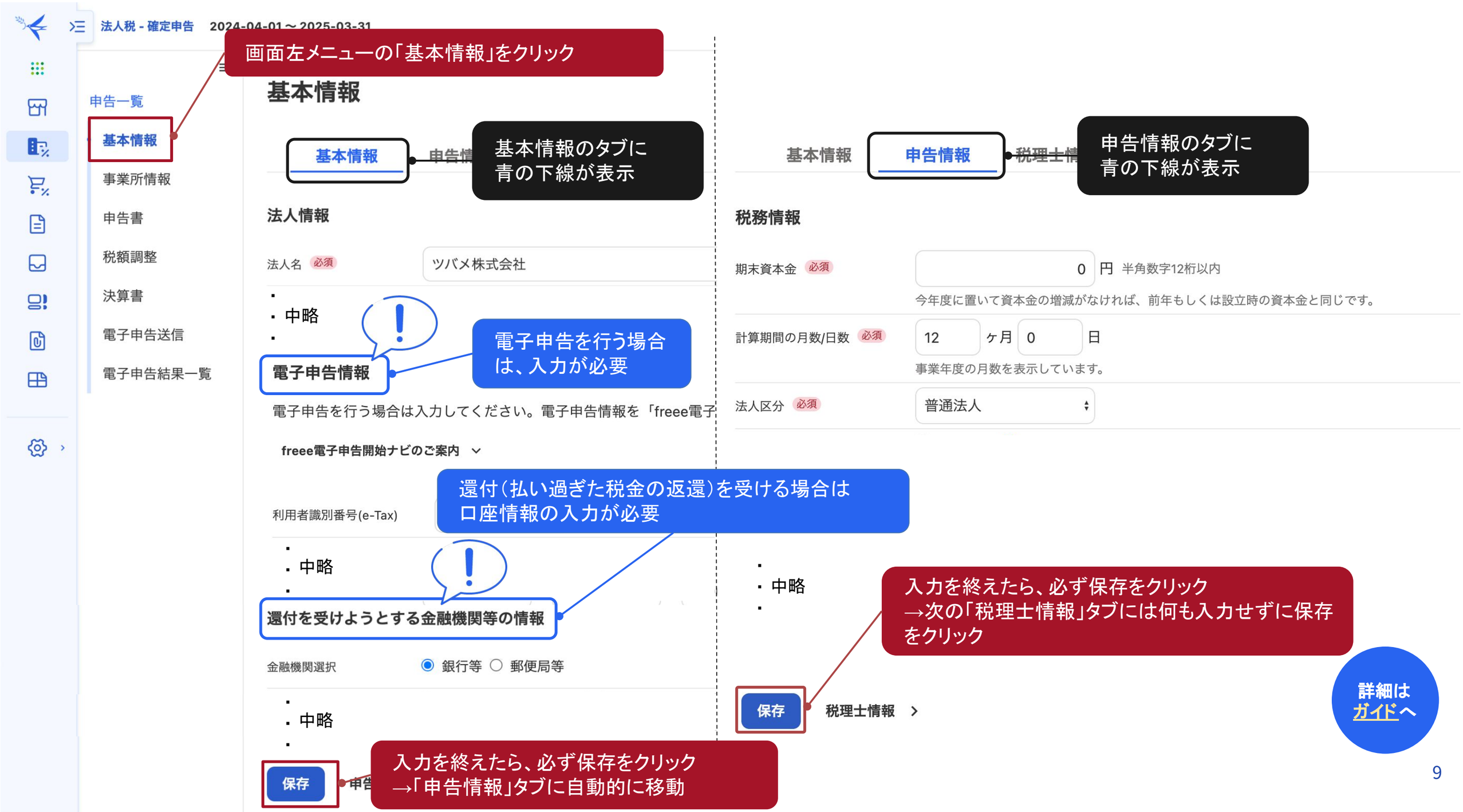

b.事業所情報を入力する

本社の情報がないと一部の税額計算ができません。【詳細】をクリックし、必須項目を必ず入力してください。

詳細は
ガイドへ

Section2.

国税の申告書類に入力する

このセクションのポイント

- freee申告では必要な情報の約8割をfreee会計から自動連携するため、残りの僅かな情報を入力するだけで、税金の金額が自動で算定されます
- 国税は税務上の利益（所得）の額に応じて算定されます。算定された法人税の額は**「別表一」**という帳票に表示されます
- 申告の対象となる国税は法人税と地方法人税の二つです。一般的には両者をまとめて「法人税」と呼びます

※前期情報の入力に関して、前年度からfreee申告をご利　用されている場合は、前期から繰り越す情報は自動で　転記されます（地方税以降も同様）

最新のfreee会計の情報を反映させる

「申告書作成」の画面に入ったら、まずは【会計連携】のボタンをクリックして情報を更新しましょう。
また、freee会計で取引の追加・修正を行った場合も、その都度、情報を更新してください。

a.別表二　～株主・出資者の情報を入力する

株式等の情報は手入力が必要になります。
なお、合同会社の場合は株式数ではなく出資金額をもとに記載します

Step 1

株式数もしくは
出資金額の<u>総数を</u>
<u>下段</u>に記入

Step 2

順位を必ず記入
（親族の場合は同
じ順位を入力）

Step 3

株主の住所と
氏名を記入

Step 5

何れかに〇が
つくと完了

Step 4

株式数もしくは
出資金額を記入

同族会社等の判定に関する明細書

事業年度	令 6・4・1 令 7・3・31	法人名	つばめ商事株式会社	別表二　令六・四・一以後終了事業年度分

同族会社の判定	期末現在の発行済株式の総数又は出資の総額	1	内 1,000	特定同族会社の判定	(21)の上位1順位の株式数又は出資の金額	11	
	(19)と(21)の上位3順位の株式数又は出資の金額	2	1,000		株式数等による判定 (11)/(2)	12	%
	株式数等による判定 (2)/(1)	3	100.0 %		(22)の上位		
	期末現在の議決権の総数	4	内		議決権		%
	(20)と(22)の上位3順位の議決権の数	5					
	議決権の数による判定 (5)/(4)	6	%		(21)の社員の1人及びその同族関係者の合計人数のうち最も多い数	15	
	期末現在の社員の総数	7			社員の数による判定 (15)/(7)	16	%
	社員の3人以下及びこれらの同族関係者の合計人数のうち最も多い数	8			特定同族会社の判定割合 ((12)、(14)又は(16)のうち最も高い割合)	17	
	社員の数による判定 (8)/(7)	9	%	判定結果		18	特定同族会社 同族会社 非同族会社
	同族会社の判定割合 ((3)、(6)又は(9)のうち最も高い割合)	10	100.0				

この欄は使用
しない

判定基準となる株主等の株式数等の明細

順位 株式数等	順位 議決権数	判定基準となる株主（社員）及び同族関係者 住所又は所在地	氏名又は法人名	判定基準となる株主等との続柄	株式数又は出資の金額等 被支配会社でない法人株主等 株式数又は出資の金額 19	議決権の数 20	その他の株主等 株式数又は出資の金額 21	議決権の数 22
1		東京都品川区西五反田1－2－3	税務太郎	本人		(外)	500	(外)
1		東京都品川区西五反田1－2－3	税務花子	配偶者		(外)	300	(外)
2		大阪府都島区東野田町1－5－10	申告次郎	その他		(外)	200	(外)

Check!!

事前に用意するもの

- 登記簿
- 前期申告書

詳細は
<u>ガイド</u>へ

b.別表五（一）　～資本金・出資金の情報を入力する

前期の別表五（一）の右端の金額を、当期の別表五（一）の左端に転記します

Check!!

事前に用意するもの

・前期の別表五（一）

前期

利益積立金額及び資本金等の額の計算に関する明細書

事業年度 令2・5・5 令3・3・31　法人名 株式会社フリータックス

別表五(一) 令二・四・一以後終了事業年度分

Ⅰ　利益積立金額の計算に関する明細書

区分		期首現在利益積立金額 ①	当期の増減 減 ②	当期の増減 増 ③	差引翌期首現在利益積立金額 ①−②+③ ④
利益準備金	1	円	円	円	円
積立金	2				
	3				
	4				
	5				
	6				
	7				
	8				
	9				
	10				
未収還付法人税	22				0
未収還付道府県民税	23				0
未収還付市町村民税	24				
	25				
繰越損益金（損は赤）	26			718,000	718,000
納税充当金	27			282,000	282,000
未納法人税等（還付金等の額に対するものを除く） 未納法人税及び未納地方法人税（附帯税を除く。）	28	△	△	中間 △ 確定 △ 165,400	△ 165,400
未納道府県民税（均等割額を含む。）	29	△	△	中間 △ 0 確定 △ 18,100	△ 18,100
未納市町村民税（均等割額を含む。）	30	△	△	中間 △ 0 確定 △ 50,600	△ 50,600
差引合計額	31			765,900	765,900

26　繰越損益金は必ず転記（当期は25）

Ⅱ　資本金等の額の計算に関する明細書

区分		期首現在資本金等の額 ①	当期の増減 減 ②	当期の増減 増 ③	差引翌期首現在資本金等の額 ①−②+③ ④
資本金又は出資金	32	1,000,000 円	円	円	1,000,000 円
資本準備金	33				
	34				
	35				
差引合計額	36	1,000,000			1,000,000

32　資本金または出資金は　必ず転記

当期

利益積立金額及び資本金等の額の計算に関する明細書

事業年度 令3・4・1 令4・3・31　法人名 株式会社フリータックス

別表五(一) 令四・四・一以後終了事業年度分

Ⅰ　利益積立金額の計算に関する明細書

区分		期首現在利益積立金額 ①	当期の増減 減 ②	当期の増減 増 ③	差引翌期首現在利益積立金額 ①−②+③ ④
利益準備金	1	円	円	円	円
積立金	2				
	3				
	4				
	5				
	6				
	7				
	8				
	9				
	10				
未収還付法人税	22	0			0
未収還付道府県民税	23	0		0	0
未収還付市町村民税	24	0		0	0
	25				
繰越損益金（損は赤）	26	718,000	718,000	1,818,000	1,818,000
納税充当金	27	282,000	282,000	70,000	70,000
未納法人税等（還付金等の額に対するものを除く） 未納法人税及び未納地方法人税（附帯税を除く。）	28	△ 165,400			185,600
未納道府県民税（均等割額を含む。）	29	△ 18,100			21,600
未納市町村民税（均等割額を含む。）	30	△ 50,600	△ 50,600	中間 △ 0 確定 △ 60,000	△ 60,000
差引合計額	31	765,900	765,900	1,620,800	1,620,800

この欄はそもそも金額が無いケースが多く、その場合は転記不要

26～30は、別表五(二)に入力する事で自動転記されるため、入力不要

Ⅱ　資本金等の額の計算に関する明細書

区分		期首現在資本金等の額 ①	当期の増減 減 ②	当期の増減 増 ③	差引翌期首現在資本金等の額 ①−②+③ ④
資本金又は出資金	32	1,000,000 円	円	円	1,000,000 円
資本準備金	33				
	34				
	35				
差引合計額	36	1,000,000			1,000,000

c.別表五(二) ～前期末の税金費用の支払状況を入力する

別表五（二）の記載は、前期末に発生した税金費用の内訳とその処理方法によって記載内容が変わります。以下のチェック表で、ご自身の会社の状況を確認のうえ、作業を進めてください。

別表五（二）の入力項目チェック　早見表

Step1

前期末に発生した税額を確認しましょう（P16）

Check！ → 法人税・住民税・事業税が全て発生している場合と、住民税のみが発生している場合とがあります。
本ハンドブックご利用の方は、全て発生している事が想定されます

↓ 確認OK!

Step2

前期末の税額を別表五（二）に入力しましょう(P17)

Check！ → 「①期首現在未納税額」（事業税は②当期発生税額）の欄の所定の箇所に入力します。なお、東京23区内のみに事務所がある場合は、市町村民税の欄は利用しません

↓ 入力OK!

Step3

前期末の税額を計算した時の会計処理を確認しましょう（P18）

Check！ → 「前期末に未払法人税を計上する」処理と、「前期末には会計処理を行わない」処理の二つの処理方法があります

↓ 確認OK!

Step4

前期末の税額を支払った時の会計処理を確認しましょう（P18）

Check！ → 前期末に未払法人税を計上していた場合は未払法人税を取り崩す処理を、前期末に会計処理を行わなかった場合は支払った時に損益計算書上で費用計上する処理を、それぞれ行います

↓ 確認OK!

Step5

前期末の税額の支払状況を別表五（二）に入力しましょう（P19,20）

Check！ → 前期末に未払法人税を計上していた場合はP17を参照に、前期末に会計処理を行わなかった場合はP18 を参照に、入力してください

c.別表五(二)　Step1　前期末に発生した税額を確認する

前期が黒字決算であった場合、法人税・住民税・事業税の何れも発生している事が想定されます。法人税・住民税は前期の別表五（二）、事業税は前期の納付書（領収証書）で金額を確認します。

所定の箇所に金額が入っていない場合は、税務署等に金額を確認してください

前期の別表五 (二)

租税公課の納付状況等に関する明細書

事業年度	令 2・5・5 ～ 令 3・3・31	法人名	株式会社フリータックス

別表五(二)　令二・四・一以後終了事業年度分

税目及び事業年度			期首現在未納税額 ①	当期発生税額 ②	当期中の納付税額 充当金取崩しによる納付 ③	仮払経理による納付 ④	損金経理による納付 ⑤	期末現在未納税額 ①+②−③−④−⑤ ⑥
法人税及び地方法人税	・・	1			円	円	円	円
	・・	2						
	当期分 中間	3		円				
	当期分 確定	4		165,400				165,400
	計	5		165,400				165,400
道府県民税	・・	6						
	・・	7						
	当期分 中間	8		0				0
	当期分 確定	9		0 18,100				0 18,100
	計	10		0 18,100				0 18,100
市町村民税	・・	11						
	・・	12						
	当期分 中間	13		0				0
	当期分 確定	14		0 50,600				0 50,600
	計	15		0 50,600				0 50,600
事業税	・・	16						
	・・	17						
	当期中間分	18		0				0
	計	19		0				0

前期の法人税額

前期の住民税額（道府県民税）

前期の住民税額（市町村民税）
…東京23区のみに事業所がある場合は空欄

事業税は「確定」の行が無いため、別表五（二）からは税額が不明⇒領収証書で確認

前期の領収証書

法人 領収証書 ㊞　（第一片）

都道府県コード	27000 8
都道府県	大阪
所在地及び法人名	大阪府大阪市都島区東野田町一丁目5番14号 京橋フロントビル4F 株式会社フリータックス　06 -1111-5555
事業年度又は連結事業年度	2・5・5 から 3・3・31 まで
申告区分	確定

法人道府県民税	法人税割額	01	1500
	均等割額	02	16600
	延滞金	03	
	計	04	18100
法人事業税・特別法人事業税又は特別税	所得割額	05	35000
	付加価値割額	06	0
	資本割額	07	0
	収入割額	08	0
	特別法人事業税額又は地方法人特別税額	09	12900
	計（05～09）	10	47900
	延滞金	11	
	重加算金	14	
	計（10～14）	15	47900
合計額		16	66000

納期限	年　月　日
還付事務所	

上記のとおり領収しました。（納税者保管）

◎この納付書は、3枚1組の複写式となっていますので、切り離さずに提出してください。

領収日付印

前期の事業税額

c.別表五(二)　Step2　前期末の税額を入力する

前期末の「確定」欄に入っていた税額を、当期の別表五（二）の**下段**に転記します。
なお、転記する際の行が前期末の行とは異なる点にご注意ください。（法人税であれば「2」の行に転記）

昨年度の申告をfreee申告で行っている場合は、自動転記されるため、手動入力は不要です

前期の別表五(二)　抜粋

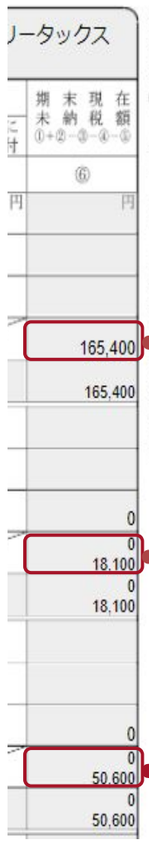

前期の領収証書　抜粋

租税公課の納付状況等に関する明細書

事業年度	令3・4・1 / 令4・3・31	法人名	株式会社フリータックス

税目及び事業年度		期首現在未納税額 ①	当期発生税額 ②	当期中の納付税額 充当金取崩しによる納付 ③	仮払経理による納付 ④	損金経理による納付 ⑤	期末現在未納税額 ①+②−③−④−⑤ ⑥
法人税及び	・・	1	0円 / 0	円	円	円	0円 / 0
	令2・5・5 / 令3・3・31	2	165,400				165,400
			0 / 165,400				0 / 165,400
道府県民	・・	6	0 / 0				0 / 0
	令2・5・5 / 令3・3・31	7	0 / 18,100				0 / 18,100
	当期分 中間	8					
	当期分 確定	9					
			0 / 18,100				0 / 18,100
市町村民	・・	11	0 / 0				0 / 0
	令2・5・5 / 令3・3・31	12	0 / 50,600				0 / 50,600
	当期分 中間	13					
	当期分 確定	14					
		15	0 / 50,600				0 / 50,600
事業税及び		16	0 / 0				0 / 0
		17	0	47,900			47,900
	当期中間分	18		0			0
	計	19	0 / 0	47,900			0 / 47,900

※必ず**下段**に入力

前期末の法人税・住民税額は、「期首現在未納税額①」に転記

東京23区のみに事業所がある場合は、ここの転記作業は生じない

事業税については「当期発生税額②」に転記

実際の画面では自動算定された当期の税額が表示されている（本資料では混同しないように削除している。以降のページも同様）

c.別表五(二)　Step3･4　前期末の税額の会計処理を確認する

期末の税金費用について、会計側では期末に未払法人税を「計上する方法」と「計上しない方法」があります。
別表五（二）の記載方法も変わるため、前期にどちらの会計処理を採用しているか、確認してください。

	未払法人税を計上する方法	未払法人税を計上しない方法
前期末の会計処理	【法人税等】 法人税・住民税及び事業税　282,000 前期末に算定した税額を損益計算書に計上している 負債の部 【流動負債】 買掛金　182,950 未払金　97,800 未払法人税等　282,000 預り金　745,709 貸借対照表の負債の部に「未払法人税等」の科目で計上 （「未払金」等に包含する場合もあり）	前期末の決算において、会計上の処理は無し
当期中の会計処理	期中に納税をした際に、以下の仕訳を計上 （借）未払法人税等282,000（貸）支出口座　282,000 ※金額は一例です	期中に納税をした際に、以下の仕訳を計上 （借）法人税・住民税及び事業税282,000 （貸）支出口座　282,000 ※金額は一例です

前期の処理を税理士さんにお願いしていた場合等で、ご自身で判断がつかない場合は税理士さんにご確認ください

納税はしているが会計処理は何もしていなかったという場合は、【未払法人税を計上しない方法】に沿って、
【当期中の会計処理の内容】で取引登録を行ってください。

c.別表五(二)　Step5　前期末の税額の支払状況を入力する

（前期に未払法人税を計上していた場合）

未払法人税を計上していた場合は、「③充当金取崩しによる納付」の列の**下段**と、別表五（二）下部にある【納税充当金の計算】欄の「30 期首納税充当金」に入力します

租税公課の納付状況等に関する明細書

事業年度	令 3・4・1 / 令 4・3・31	法人名	株式会社フリータックス

別表五(二)　令三・四・一以後終了事業年度分

税目及び事業年度			期首現在未納税額 ①	当期発生税額 ②	当期中の納付税額 充当金取崩しによる納付 ③	仮払経理による納付 ④	損金経理による納付 ⑤	期末現在未納税額 ①+②−③−④−⑤ ⑥
法人税及び地方法人税	・・ ・・	1	0円 0		円	円	円	0円 0
	令2・5・5 令3・3・31	2	165,400		165,400			0
	当期分 中間	3		円				
	当期分 確定	4						
	計	5	0 165,400		165,400			0 0
道府県民税	・・ ・・	6	0 0					0 0
	令2・5・5 令3・3・31	7	0 18,100		18,100			0 0
	当期分 中間	8						
	当期分 確定	9						
	計	10	0 18,100		18,100			0 0
市町村民税	・・ ・・	11	0 0					
	令2・5・5 令3・3・31	12	0 50,600		50,600			
	当期分 中間	13						
	当期分 確定	14						
	計	15	0 50,600		50,600			
特別法人事業税及び事業税	・・ ・・	16	0 0					
	令2・5・5 令3・3・31	17	0	47,900	47,900			
	当期中間分	18						
	計	19	0 0	47,900	47,900			

※必ず**下段**に入力

③に入力する事により未納税額が「0」になる

【③充当金取崩しによる納付】に記入した金額が自動転記される

この列に支払った金額を入力

前期末B/Sの未払法人税額を入力

別表五（二）下部

納税充当金の計算							
期首納税充当金		30	円 282,000	取崩額 その他	損金算入のもの	36	円
繰入額	損金経理をした納税充当金	31			損金不算入のもの	37	
		32				38	
	計 (31)＋(32)	33			仮払税金消却	39	
取崩額	法人税額等 (5の③)＋(10の③)＋(15の③)	34	234,100		計 (34)＋(35)＋(36)＋(37)＋(38)＋(39)	40	282,000
	事業税及び特別法人事業税 (19の③)	35	47,900		期末納税充当金 (30)＋(33)−(40)	41	0

c.別表五(二)　Step5　前期末の税額の支払状況を入力する

（前期に未払法人税を計上していない場合）

未払法人税を計上していない場合は、「⑤損金経理による納付」の列の**下段**に入力します。なお、別表五（二）下部の【納税充当金の計算】欄は入力不要です。

租税公課の納付状況等に関する明細書

事業年度	令 3・4・1 令 4・3・31	法人名	株式会社フリータックス

別表五(二)　令三・四・一以後終了事業年度分

税目及び事業年度				期首現在未納税額 ①	当期発生税額 ②	当期中の納付税額 充当金取崩しによる納付 ③	仮払経理による納付 ④	損金経理による納付 ⑤	期末現在未納税額 ①+②−③−④−⑤ ⑥
法人税及び地方法人税	・・ ・・		1	0円 0		円	円	円	0円 0
	令 2・5・5 令 3・3・31		2	165,400				165,400	0
	当期分	中間	3		円				
		確定	4						
	計		5	0 165,400				165,400	0 0
道府県民税	・・ ・・		6	0 0					0 0
	令 2・5・5 令 3・3・31		7	0 18,100				18,100	0 0
	当期分	中間	8						
		確定	9						
	計		10	0 18,100				18,100	0 0
市町村民税	・・ ・・		11	0 0					0 0
	令 2・5・5 令 3・3・31		12	0 50,600				50,600	0 0
	当期分	中間	13						
		確定	14						
	計		15	0 50,600				50,600	0 0
特別法人事業税及び事業税	・・ ・・		16	0 0					0 0
	令 2・5・5 令 3・3・31		17	0	47,900			47,900	0
	当期中間分		18						
	計		19	0 0	47,900			47,900	0 0

※必ず**下段**に入力

⑤に入力する事により未納税額が「0」になる

この列に支払った金額を入力

（参考）別表一　当期の法人税の金額を確認する

税金の額は自動算定されますが、税額を知りたい場合は別表一で確認する事ができます。

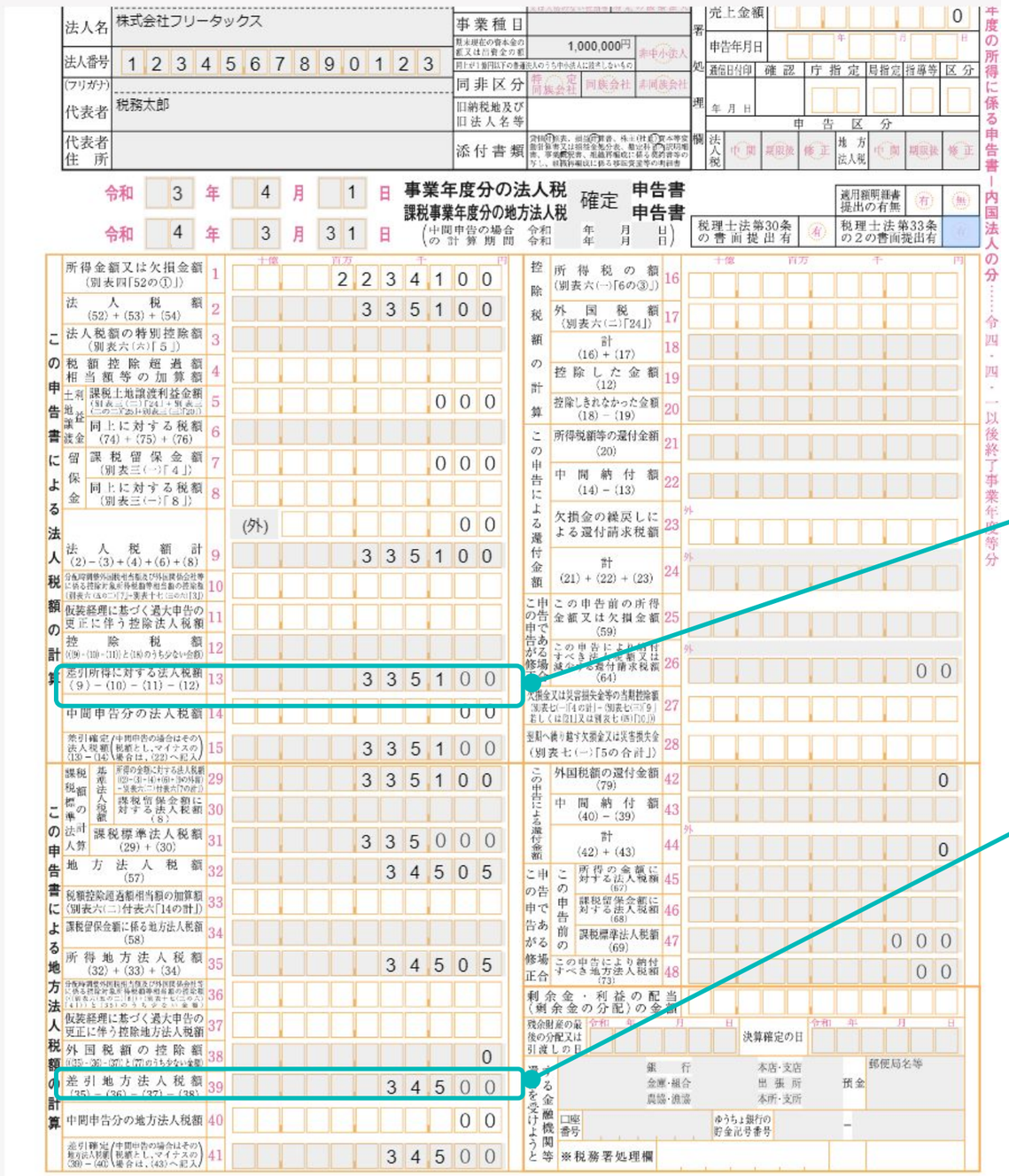

当事業年度の法人税額

当事業年度の地方法人税額※

※国から地方に分配される法人税額
一般的には法人税額と地方法人税額を
合わせて「法人税額」と呼ばれる

Section3.

地方税の申告書類に入力する

このセクションのポイント

- 地方税は「道府県税」と「市町村税」とで構成されます。税の発生条件が細かく、会社の業績や所在地によって内容も異なります
- freee申告では地方税も自動算定されますので、所定の箇所に税額が計算されているか確認を行ってください
- なお、事業所が複数存在する場合は、このハンドブックで案内していない帳票も必要になる場合もあります

詳細は
ガイドへ

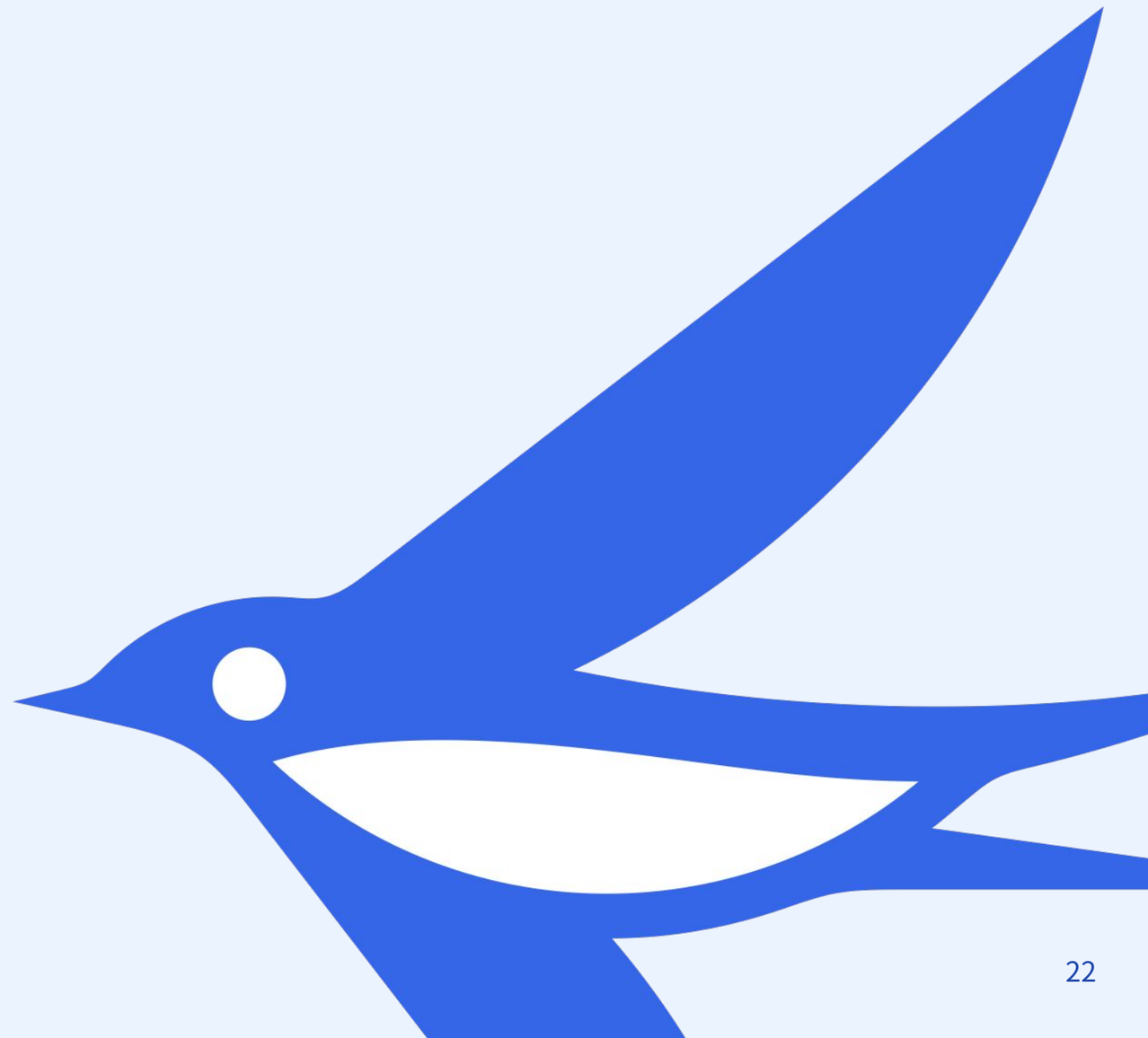

（参考）地方税の内訳について

地方税は道府県税と市町村税に分かれ、それぞれ別の帳票で税額を算定し、別々に申告を行います
東京23区についてはまとめて都で処理するため、事業所が東京23区内のみの会社は道府県税だけが対象になります

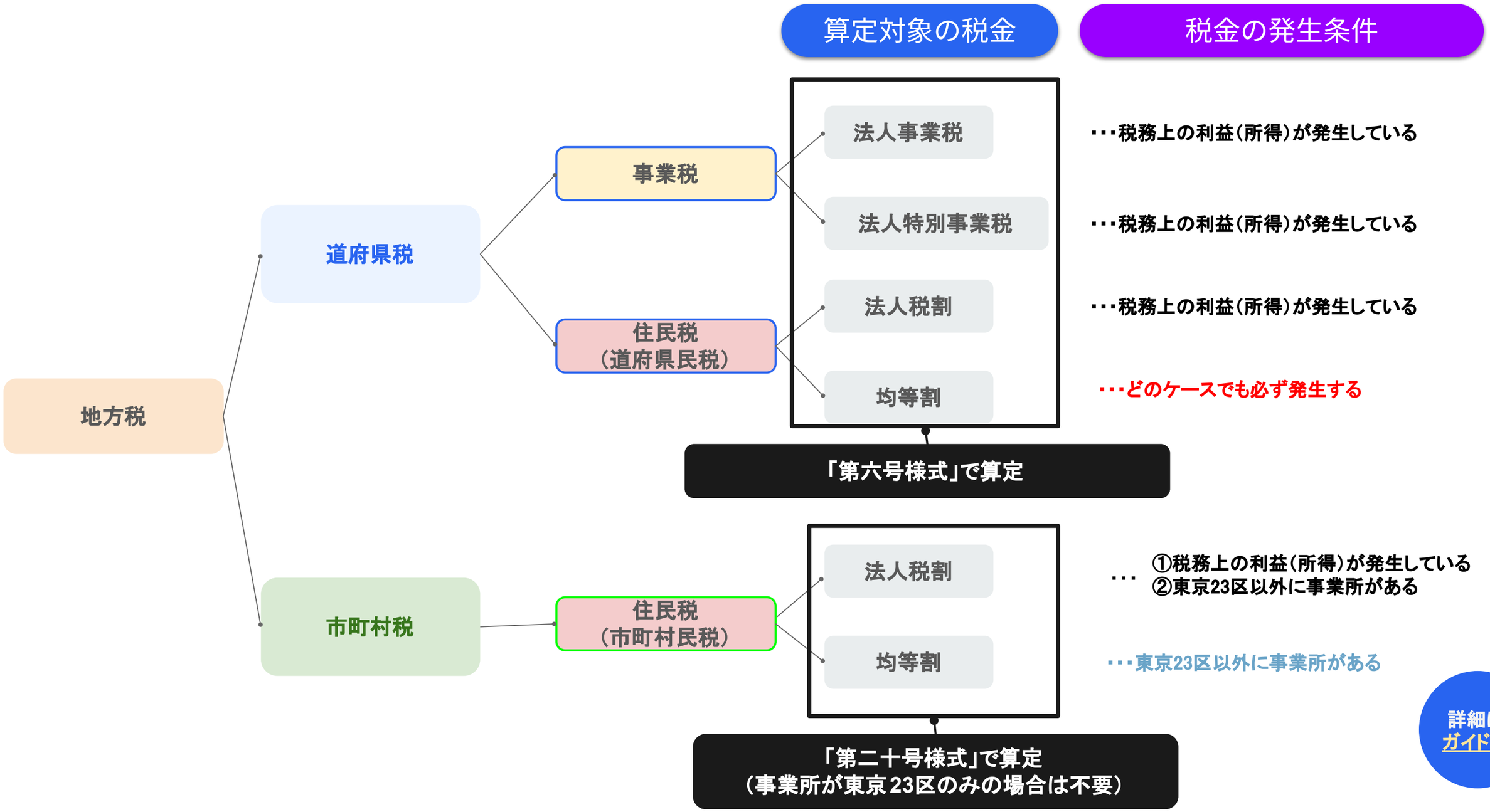

a. 第六号様式　～都道府県税事務所を設定する

六号様式では都道府県税事務所を設定します。
所轄の都道府県税事務所は、郵送される申告書・納付書等で確認できます。

詳細は
ガイドへ

a. 第六号様式　～事業税・住民税（都道府県民税）の金額を確認する

六号様式は左側が事業税・右側が住民税の都道府県民税を計算する箇所となります
黒字法人の場合は、表の4か所に税額が算定されているので、確認してください

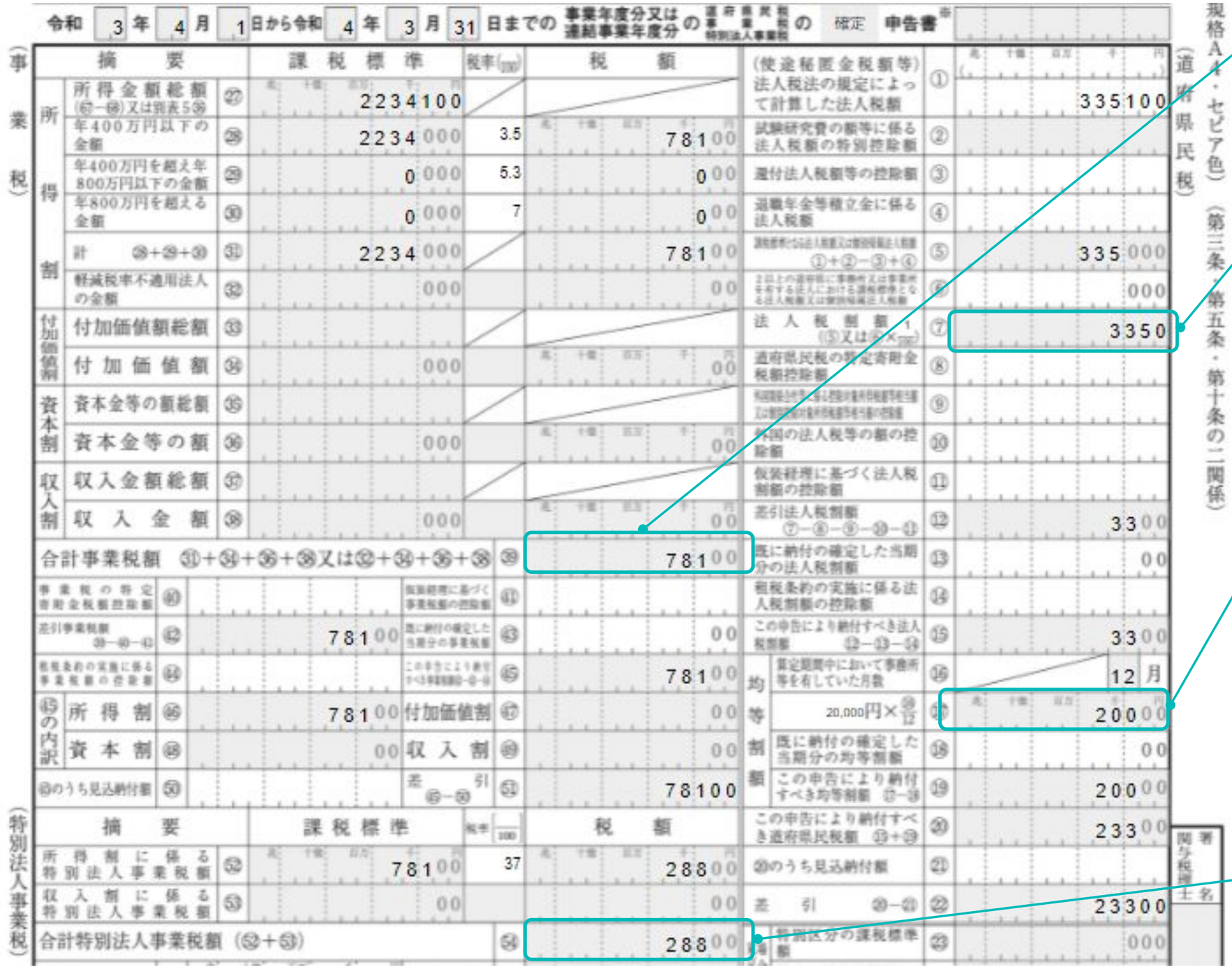

法人事業税が計算されている事を確認

住民税（道府県民税）の法人税割が計算されている事を確認

住民税（道府県民税）の均等割が計算されている事を確認

金額が入っていない場合は、事業所情報の住所欄が正しく入力されているか確認してください

法人特別事業税が計算されている事を確認

詳細はガイドへ

b. 第二十号様式　～市町村役場を設定する

二十号様式では市町村役場を設定します。
所轄の市町村役場は、郵送される申告書・納付書等で確認できます。

二十号様式は、東京23区のみに事業所がある場合は不要となります。

詳細は
ガイドへ

b 第二十号様式　～住民税（市町村民税）の金額を確認する

第二十号様式は住民税の市町村民税を計算します
黒字法人の場合は、表の2か所に税額が算定されているはずなので、確認してください

令和 3 年 4 月 1日から令和 4 年 3 月 31 日までの 事業年度分又は連結事業年度分 の市町村民税の 仮定 申告書

摘要		課税標準		法人税割額
（使途秘匿金税額等） 法人税法の規定によって計算した法人税額	①	335100		
試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額	②			
還付法人税額等の控除額	③			
退職年金等積立金に係る法人税額	④			
課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額　①+②−③+④	⑤	335000	6	20100
2以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額　（⑤/㉓×㉒）	⑥	000		
市町村民税の特定寄附金税額控除額	⑦			
外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額	⑧			
外国の法人税等の額の控除額	⑨			
仮装経理に基づく法人税割額の控除額	⑩			
差引法人税割額　⑤−⑦−⑧−⑨−⑩又は⑥−⑦−⑧−⑨−⑩	⑪			20100
既に納付の確定した当期分の法人税割額	⑫			00
租税条約の実施に係る法人税割額の控除額	⑬			
この申告により納付すべき法人税割額　⑪−⑫−⑬	⑭			20100
均等割額　算定期間中において事務所等を有していた月数	⑮	12 月	円×⑮/12 ⑯	50000
均等割額　既に納付の確定した当期分の均等割額	⑰			00
均等割額　この申告により納付すべき均等割額　⑯−⑰	⑱			50000
この申告により納付すべき市町村民税額　⑭+⑱	⑲			70100
⑲のうち見込納付額	⑳			
差引　⑲−⑳	㉑			70100

格A4・セピア色）（第十条関係）

住民税（市町村民税）の法人税割が計算されている事を確認

住民税（市町村民税）の均等割が計算されている事を確認

金額が入っていない場合、市町村のデータを取得できていない可能性があるため、ガイドに沿って手入力が必要です

詳細は
ガイドへ

Section4.

中間納付の入力をする

このセクションのポイント

- 前期の法人税額が20万円を超えていた場合、期の途中で中間申告を行う必要があります
- freee申告では予定申告方式のみの対応となります。仮決算方式を行いたい場合は、freeeの外部で実施する必要があります。
- 中間納付の結果、期末に還付が生じる場合の入力方法はガイドをご確認ください。

詳細は
ガイドへ

a.中間申告が必要な会社かどうかを確認する

中間申告は、**前期の法人税額が20万円を超過する場合** に必要となります。

中間申告では、前年の納付額の半分を納付する方法（予定申告方式）と仮決算を行い税額を算定する方法（仮決算方式）の2種類があります。freee申告では仮決算方式には対応していないため、予定申告方式のみのご案内となります。

- 中間申告が必要な場合　→ 次のページへ進みます
- 中間申告がない場合　→ このSectionの作業は不要です

b.中間納付した法人税の内容を別表五(二)に入力する

中間申告時期に税務署から送られてきた納付書で納付が完了したら、freee申告に入力を行います。
法人税の納付額については、別表五（二）に直接入力します。

当期の法人税中間納付書

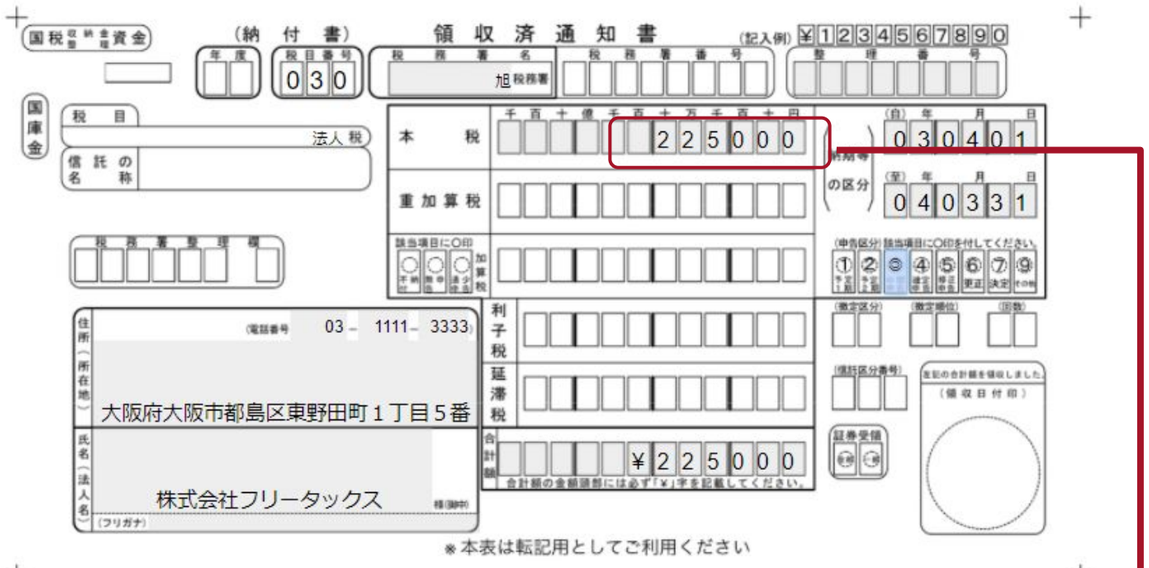

当期の地方法人税中間納付書

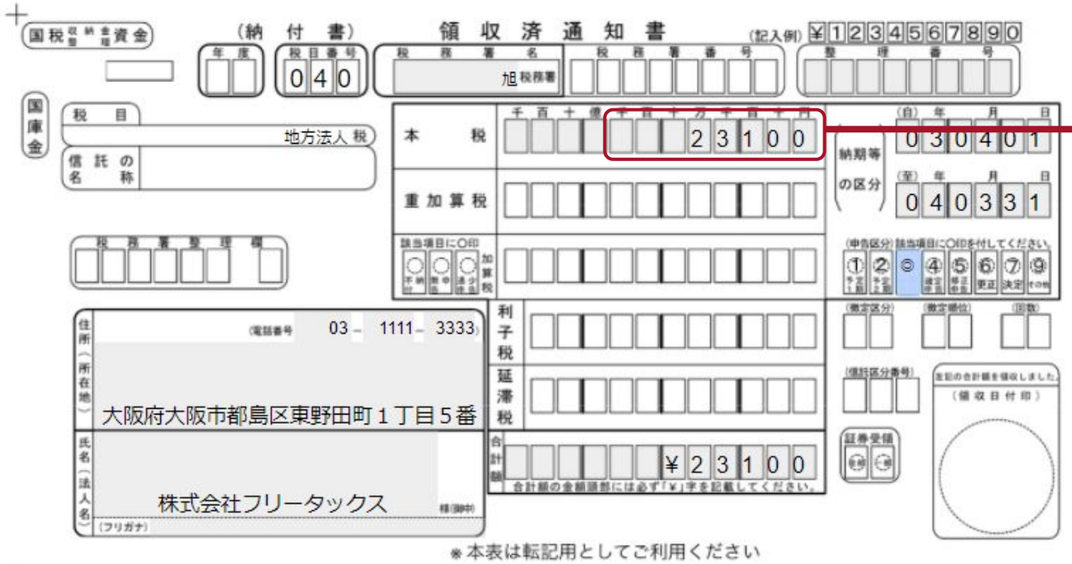

当期の別表五（二）

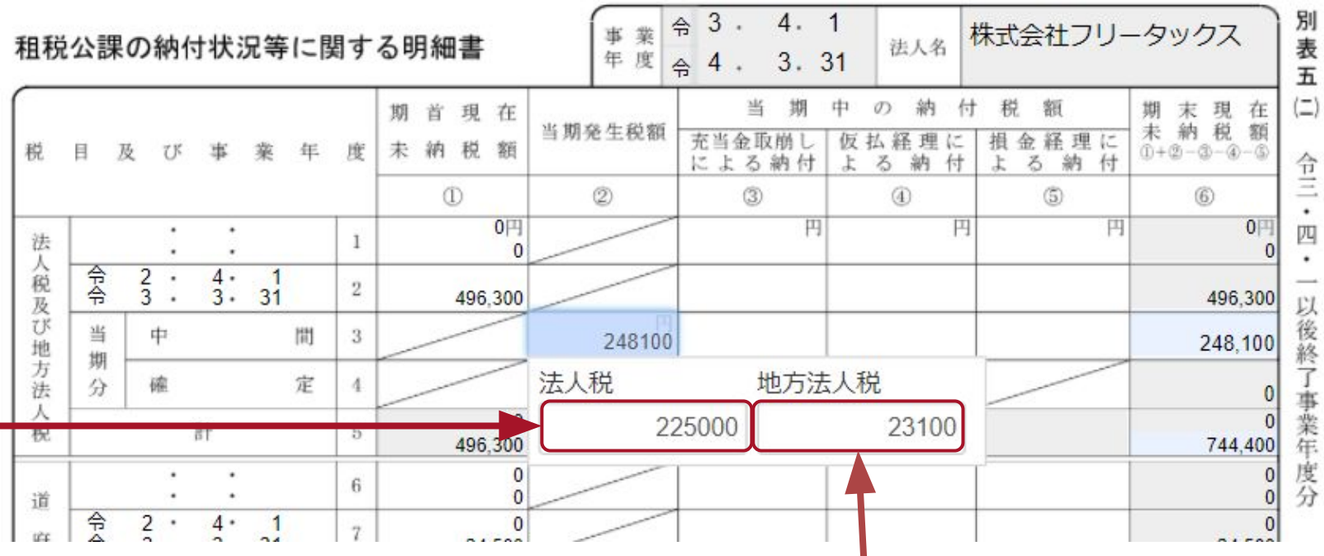

中間納付書の金額を
別表五（二）②「当期発生税額」に
転記

c.中間納付した道府県税の内容を第6号様式に入力する

道府県税（事業税と住民税の都道府県民税）については、第六号様式内で中間納付の金額を入力する事で、
別表五（二）に金額が反映されます

当期の都道府県民税・事業税納付書

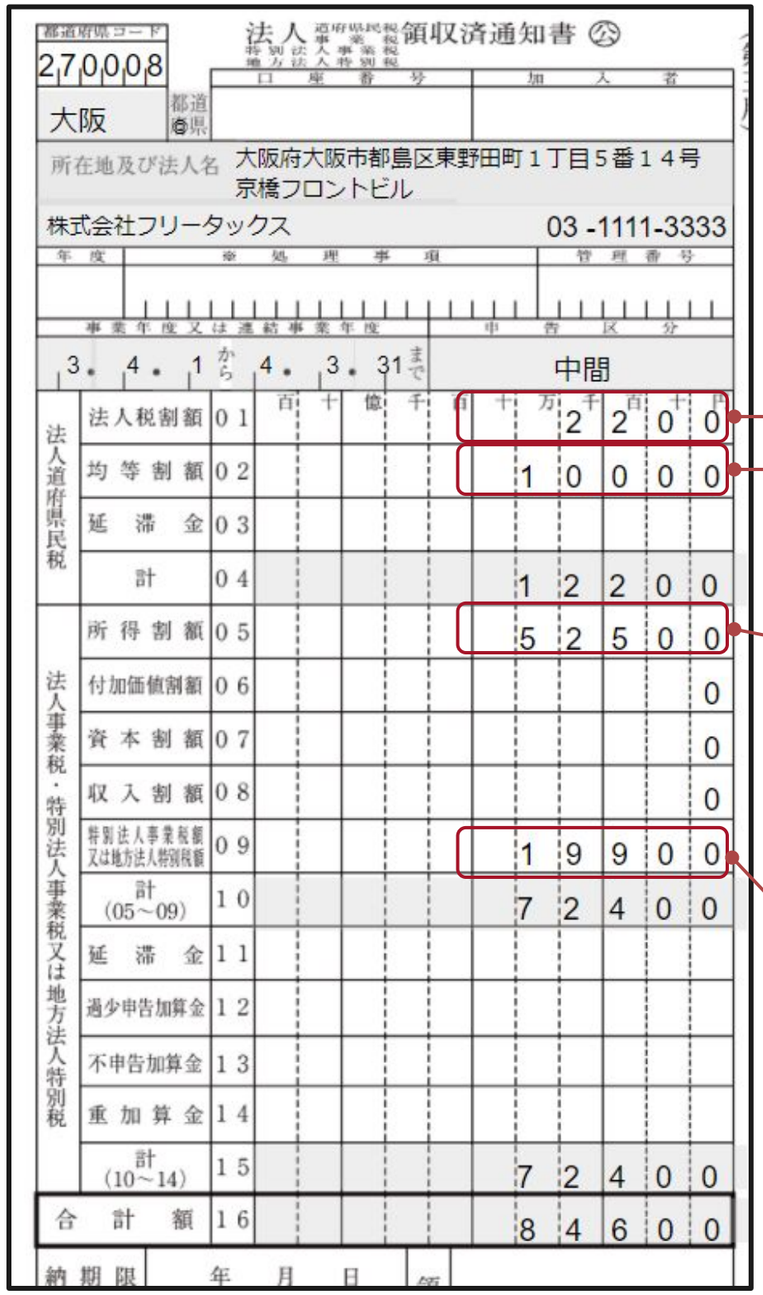

都道府県コード 270008

法人道府県民税 事業税 特別法人事業税 地方法人特別税 領収済通知書 ㊞

都道府県	大阪
口座番号	
加入者	
所在地及び法人名	大阪府大阪市都島区東野田町１丁目５番１４号 京橋フロントビル
	株式会社フリータックス　03 -1111-3333
年度	
※処理事項	
管理番号	
事業年度又は連結事業年度	3・4・1 から 4・3・31 まで
申告区分	中間

			百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
法人道府県民税	法人税割額	01								2	2	0	0
	均等割額	02							1	0	0	0	0
	延滞金	03											
	計	04							1	2	2	0	0
法人事業税・特別法人事業税又は地方法人特別税	所得割額	05							5	2	5	0	0
	付加価値割額	06											0
	資本割額	07											0
	収入割額	08											0
	特別法人事業税額又は地方法人特別税額	09							1	9	9	0	0
	計（05～09）	10							7	2	4	0	0
	延滞金	11											
	過少申告加算金	12											
	不申告加算金	13											
	重加算金	14											
	計（10～14）	15							7	2	4	0	0
合計額		16							8	4	6	0	0

納期限　年　月　日

当期の第六号様式

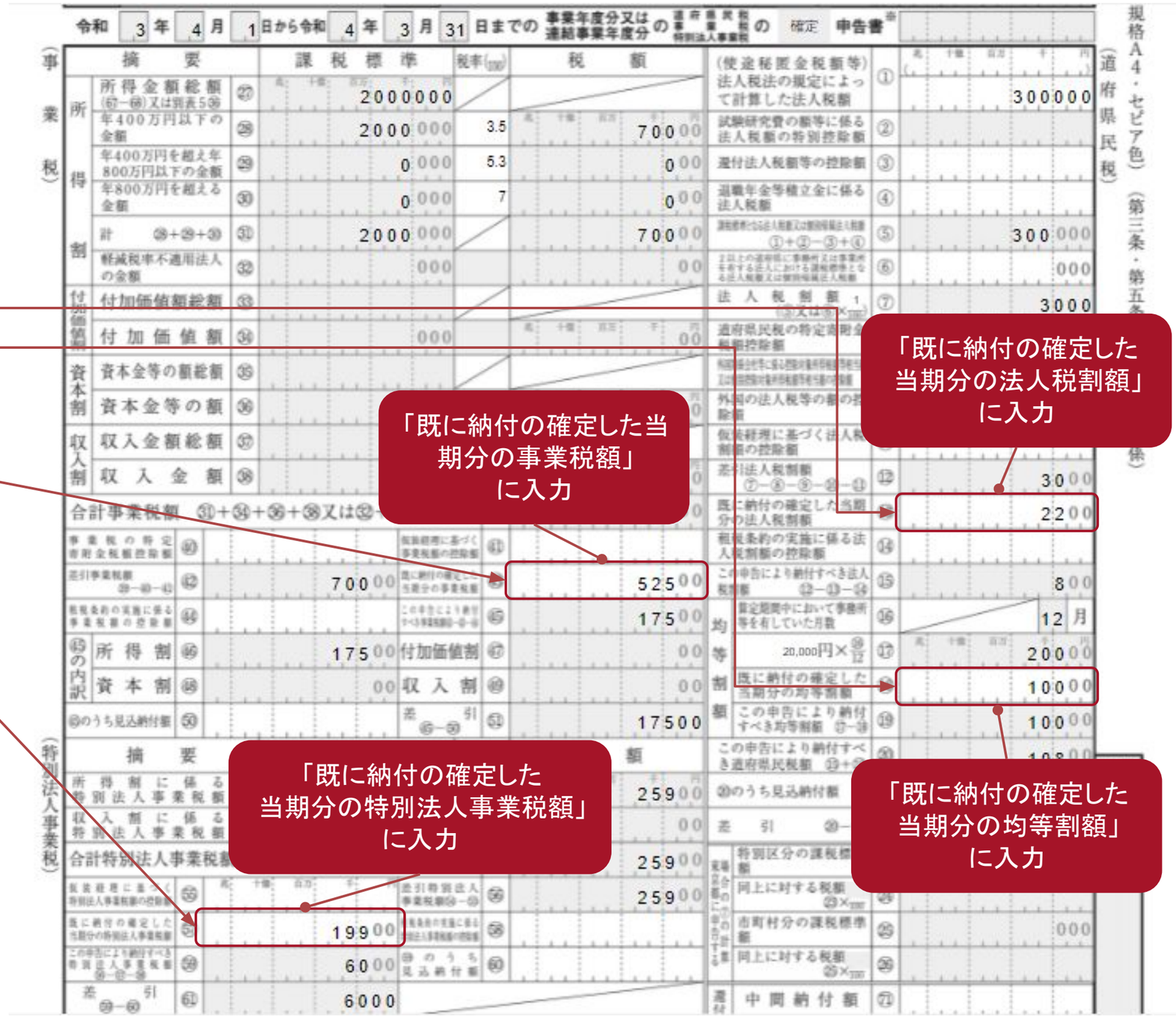

令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの事業年度分又は連結事業年度分の道府県民税 事業税 特別法人事業税の 確定 申告書

摘要		課税標準	税率	税額
所得割 所得金額総額（㊱−㊲）又は別表5㊴	㉗	2000000		
年400万円以下の金額	㉘	2000000	3.5	70000
年400万円を超え年800万円以下の金額	㉙	0000	5.3	000
年800万円を超える金額	㉚	0000	7	000
計 ㉘+㉙+㉚	㉛	2000000		70000
軽減税率不適用法人の金額	㉜	000		00
付加価値割 付加価値額総額	㉝			
付加価値額	㉞	000		00
資本割 資本金等の額総額	㉟			
資本金等の額	㊱			
収入割 収入金額総額	㊲			
収入金額	㊳			
合計事業税額 ㉛+㉞+㊱+㊳又は㉜−				0
事業税の特定寄附金税額控除額	㊵		既に納付の確定した当期分の事業税額	㊶ 52500
差引事業税額 ㊴−㊵−㊶	㊷	70000		
租税条約の実施に係る事業税額の控除額	㊹		この申告により納付すべき事業税額 ㊷−㊶−㊹	㊺ 17500
㊺の内訳 所得割	㊻	17500	付加価値割	㊼ 00
資本割	㊽	00	収入割	㊾ 00
㊺のうち見込納付額	㊿		差引 ㊺−㊿	(51) 17500

摘要		額
所得割に係る特別法人事業税額		259
収入割に係る特別法人事業税額		00
合計特別法人事業税額		259
既に納付の確定した当期分の特別法人事業税額	(57) 19900	差引特別法人事業税額 (56)−(57) (58) 259
この申告により納付すべき特別法人事業税額 (56)−(57)−(58)	(59) 6000	㊿のうち見込納付額 (60)
差引 (59)−(60)	(61) 6000	

(使途秘匿金税額等)法人税法の規定によって計算した法人税額	①	300000
試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額	②	
還付法人税額等の控除額	③	
退職年金等積立金に係る法人税額	④	
①+②−③+④	⑤	300000
	⑥	000
法人税割額	⑦	3000
道府県民税の特定寄附金税額控除額		
外国の法人税等の額の控除額		
仮装経理に基づく法人税割額の控除額		
差引法人税割額 ⑦−⑧−⑨−⑩−⑪	⑫	3000
既に納付の確定した当期分の法人税割額	⑬	2200
租税条約の実施に係る法人税割額の控除額	⑭	
この申告により納付すべき法人税割額 ⑫−⑬−⑭	⑮	800
均等割額 算定期間中において事務所等を有していた月数	⑯	12 月
20,000円×⑯/12	⑰	20000
既に納付の確定した当期分の均等割額	⑱	10000
この申告により納付すべき均等割額 ⑰−⑱	⑲	10000
この申告により納付すべき道府県民税額 ⑮+⑲	⑳	10800
⑳のうち見込納付額		
差引 ⑳−		
特別区分の課税標準額		
同上に対する税額 ㉓×100/100		
市町村分の課税標準額	㉕	000
同上に対する税額 ㉕×100/100	㉖	
中間納付額	㉗	

「既に納付の確定した当期分の法人税割額」に入力

「既に納付の確定した当期分の事業税額」に入力

「既に納付の確定した当期分の均等割額」に入力

「既に納付の確定した当期分の特別法人事業税額」に入力

d.中間納付した市町村税の内容を第二十号様式に入力する

住民税の市町村民税については、第二十号様式内で中間納付の金額を入力する事で、別表五（二）に金額が反映されます。なお、東京23区のみに事業所がある場合は、当該作業は不要です。

当期の市町村民税納付書

市町村コード 271004
大阪府 大阪市
法人市民税領収済通知書
振替口座番号 | 加入者
所在地及び法人名（法人課税信託に係る受託法人の各事業年度の法人税額を課税標準とする市町村民税の法人税割については、法人課税信託の名称を併記）
大阪府大阪市都島区東野田町１丁目５番１４号　京橋フロントビル
株式会社フリータックス 様

年度	種	年度	区	税目	課区	区分	賦(月)	管理番号	C/D

事業年度等：03年4月1日～04年3月31日　申告区分：中間

		百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
法人税割額	01							1	3	5	0	0
均等割額	02							2	5	0	0	0
延滞金	03											
督促手数料	04											
合計額	05							3	8	5	0	0

納期限　年　月　日
指定金融機関名
郵便局取りまとめ
上記のとおり通知します。(市町村保管)

当期の第二十号様式

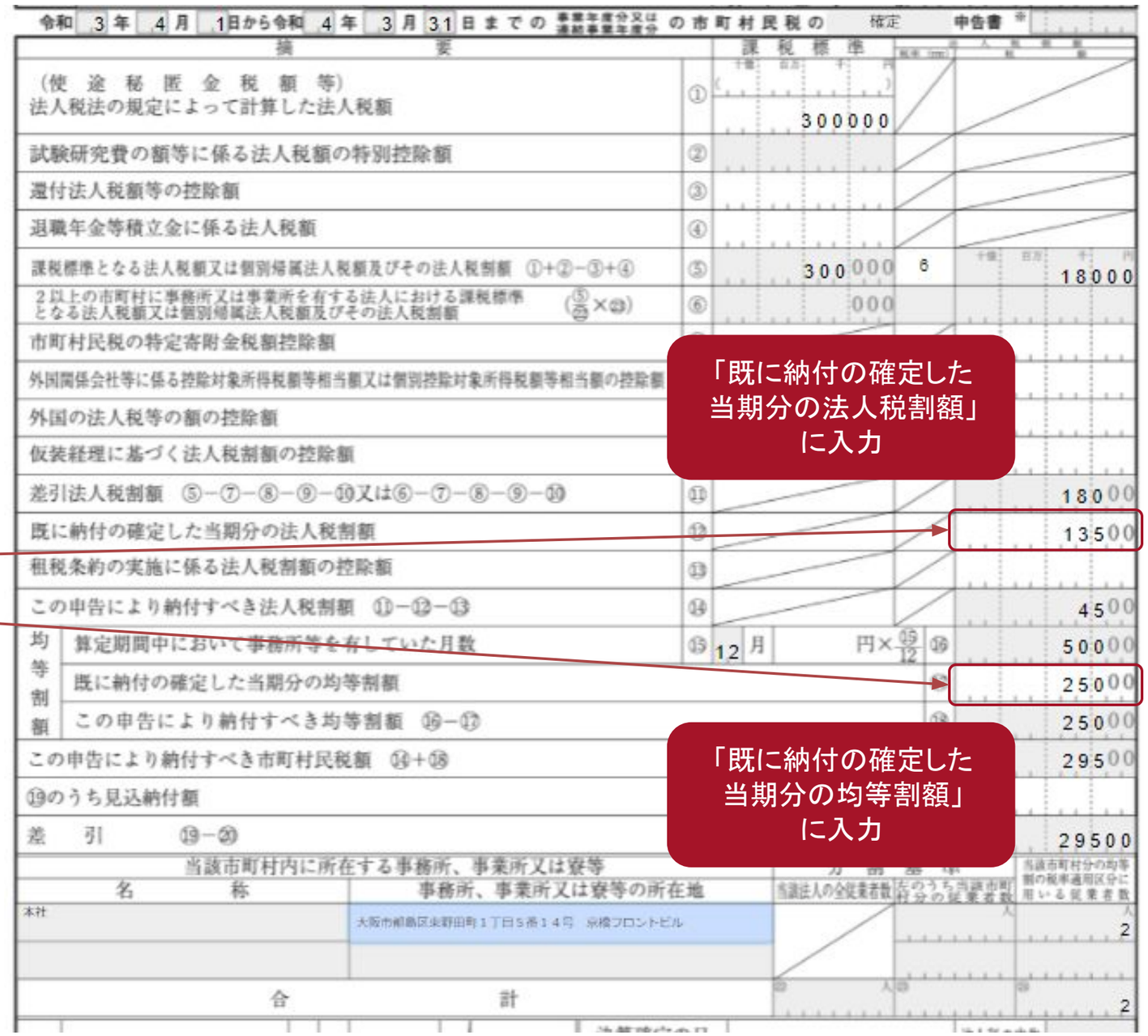

令和 3 年 4 月 1日から令和 4 年 3 月 31日までの事業年度分又は連結事業年度分の市町村民税の　確定　申告書

摘要		課税標準	税率	法人税額
（使途秘匿金税額等）法人税法の規定によって計算した法人税額	①	300000		
試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額	②			
還付法人税額等の控除額	③			
退職年金等積立金に係る法人税額	④			
課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額　①+②−③+④	⑤	300000	6	18000
2以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額　(⑤/㉕×㉓)	⑥	000		
市町村民税の特定寄附金税額控除額				
外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額				
外国の法人税等の額の控除額				
仮装経理に基づく法人税割額の控除額				
差引法人税割額　⑤−⑦−⑧−⑨−⑩又は⑥−⑦−⑧−⑨−⑩	⑪			18000
既に納付の確定した当期分の法人税割額	⑫			13500
租税条約の実施に係る法人税割額の控除額	⑬			
この申告により納付すべき法人税割額　⑪−⑫−⑬	⑭			4500
均等割額：算定期間中において事務所等を有していた月数	⑮	12 月	円×⑮/12	⑯ 50000
均等割額：既に納付の確定した当期分の均等割額				⑰ 25000
均等割額：この申告により納付すべき均等割額　⑯−⑰				⑱ 25000
この申告により納付すべき市町村民税額　⑭+⑱				29500
⑲のうち見込納付額				
差引　⑲−⑳				29500

当該市町村内に所在する事務所、事業所又は寮等

名称	事務所、事業所又は寮等の所在地	当該法人の全従業者数	のうち当該市町村分の従業者数	当該市町村分の均等割の税率適用区分に用いる従業者数
本社	大阪市都島区東野田町１丁目５番１４号　京橋フロントビル			2
合計				2

「既に納付の確定した当期分の法人税割額」に入力

「既に納付の確定した当期分の均等割額」に入力

e. 中間申告した税額の支払状況を別表五(二)に入力する

中間申告は、期中に発生した税額を期中に支払うため未払は生じず、原則「⑤損金経理による納付」欄に
支払金額を入力します

租税公課の納付状況等に関する明細書

事業年度	令 3・4・1 令 4・3・31	法人名	株式会社フリータックス

別表五(二) 令三・四・一以後終了事業年度分

税目及び事業年度			期首現在未納税額 ①	当期発生税額 ②	当期中の納付税額 充当金取崩しによる納付 ③	仮払経理による納付 ④	損金経理による納付 ⑤	期末現在未納税額 ①+②−③−④−⑤ ⑥
法人税及び地方法人税	・・ ・・	1	0円 0		円	円	円	0円 0
	令 2・4・1 令 3・3・31	2	496,300					496,300
	当期分 中間	3		円 248,100			248,100	0
	当期分 確定	4		132,000				132,000
	計	5	0 496,300	380,100			248,100	0 628,300
道府県民税	・・ ・・	6	0 0					0 0
	令 2・4・1 令 3・3・31	7	0 24,500					0 24,500
	当期分 中間	8		12,200			12,200	0
	当期分 確定	9		0 11,200				0 11,200
	計	10	0 24,500	0 23,400			12,200	0 35,700
市町村民税	・・ ・・	11	0 0					0 0
	令 2・4・1 令 3・3・31	12	0 77,000					0 77,000
	当期分 中間	13		38,500			38,500	0
	当期分 確定	14		0 32,100				0 32,100
	計	15	0 77,000	0 70,600			38,500	0 109,100
特別法人事業税及び事業税	・・ ・・	16	0 0					0 0
	令 2・4・1 令 3・3・31	17	0	287,600				287,600
	当期中間分	18		72,400			72,400	0
	計	19	0 0	360,000			72,400	0 287,600

※必ず下段に入力

(注)
中間納付登録時のfreee会計側の勘定科目が、
「租税公課」もしくは
「法人税・住民税及び事業税」であることを
前提にしています。

もし、上記とは別の勘定科目名で登録した場合は、
freee会計の勘定科目名を上記の何れかに修正し、
freee申告上の右上「連携」ボタンで会計情報を反映
させてください。

Section5.

税額調整を行う

このセクションのポイント

- 税額調整は、複雑な税金仕訳をfreee会計に自動反映させる、freee申告の目玉機能の一つです。
- 税額調整は、freee会計の年度締めをする前に実施します。
- 税額調整後に会計側で追加作業を行うのは原則NGです。やむを得ず会計で修正等を行う場合、必ずfreee申告で税額調整をやり直してください。

a. 税額調整を行う　～利益確認

まず最初にfreee会計の当期純利益と、freee申告の「当期利益又は当期欠損の額」が一致していることを確認します。

詳細は
ガイドへ

a. 税額調整を行う　～税額の登録と申告書の更新

利益の一致が確認されたら、税額確認のページに遷移します。
申告freeeで算定した税額をfreee会計側に反映させる事で、損益計算書の数字が確定します。

1 freee会計とfreee申告のデータ一致を確認しましょう

2 税額をfreee会計に登録し、申告書を更新しましょう

それぞれの税額が計算されている事を確認

1.当期に納付する金額

当期に納付する金額とその内訳を確認してください。

合計　**194,300円**

法人税	地方法人税	事業税 所得割	事業税 付加価値割	事業税 資本割	特別法人事業税	都道府県民税（法人税割）	市町村民税（法人税割）	都道府県民税（均等割）	市町村民税（均等割）
80,400円	8,200円	18,700円	0円	0円	6,900円	800円	4,800円	20,000円	54,500円

2.freee会計に登録する仕訳

下記を未決済取引としてfreee会計へ登録し、同時に申告書も最新の決算書に合うように更新します。

借方勘定科目	借方金額	貸方勘定科目	貸方金額	備考

・
・中略
・

登録と更新

クリックしてfreee会計に上記内容の取引を登録し、freee申告の申告書も更新

詳細は
ガイドへ

a. 税額調整を行う　～完了

freee会計とfreee申告のデータにずれがなく、別表四に正しく数字が反映されている事が確認できたら完了です。

3　税額調整の完了

正しく税額調整できているか確認しましょう。

1. 決算書の「当期純利益」と別表四「当期利益又は当期欠損の額」の金額の一致

一致しています

freee会計	損益計算表：当期純利益	342,100円
freee申告	別表四：当期利益又は当期欠損の額	342,100円

2. 取引登録した税額と申告書の別表四「損金経理した納税充当金」の一致

一致しています

freee申告	算出された税額	194,300円
freee会計	取引登録した税額	194,300円
freee申告	別表四：損金経理した納税充当金	194,300円

金額が一致しない場合は、画面左下の「税額調整をやり直す」を押してから再度税額調整をやり直してください。

1. 決算書の「当期純利益」と別表四「当期利益又は当期欠損の額」の金額の一致

一致していません。税額調整をはじめからやり直してください。

freee会計	損益計算表：当期純利益	342,100円
freee申告	別表四：当期利益又は当期欠損の額	242,100円

2. 取引登録した税額と申告書の別表四「損金経理した納税充当金」の一致

一致していません。税額調整をはじめからやり直してください。

freee申告	算出された税額	149,500円
freee会計	取引登録した税額	194,300円
freee申告	別表四：損金経理した納税充当金	94,300円

完了日時　**2025年04月24日 18:08:14**

申告書やfreee会計の決算データを変更した場合は、もう一度税額調整をやり直してください。

税額調整をやり直す　**決算書 >**

税額調整中や税額調整後に、freee申告やfreee会計に変更があった場合は、必ずSTEP1からやり直してください

詳細は ガイドへ

（参考）税額調整で黒字→赤字になるケースについて

税額調整前は黒字だったのが、税額調整により赤字になる事があります。
これは元々の黒字の額が少額で税金費用の方が大きくなった場合に起こる減少で、異常ではありません。

例：税額調整前の試算表（損益計算書）

	借方金額	貸方金額	2022年-03月期末
売上総利益	2,368,250	11,366,390	8,998,140
▼販売管理費			
▶役員報酬	824,000		824,000
▶給料手当	2,419,000		2,419,000
▶外注費	3,478,164		3,478,164
▶広告宣伝費	535,700		535,700
▶旅費交通費	119,535		119,535
▶支払手数料	104,300		104,300
▶車両費	24,941		24,941
▶地代家賃	732,000		732,000
▶減価償却費	710,500		710,500
販売管理費 計	8,948,140	0	8,948,140
営業利益	11,316,390	11,366,390	50,000
営業外収益	0	0	0
営業外費用	0	0	0
経常利益	11,316,390	11,366,390	50,000
特別利益	0	0	0
特別損失	0	0	0
税引前当期純利益	11,316,390	11,366,390	50,000
法人税等	0	0	0
法人税等調整額	0	0	0
当期純利益	11,316,390	11,366,390	50,000

税引前当期純利益の額(50,000円)よりも多額の税金費用(69,100円)を新たに計上した事により、最終赤字

⇒税金の計算は税引前の利益額で行うため、影響は無い

税額調整後の試算表

50,000
69,100
69,100
0
-19,100

Section6.

国税（法人税）の添付資料を作成する

このセクションのポイント

- 添付書類とは、税額には直接関係が無いものの税務署に提出が必要な書類です
  (税額の計算はSection05までの手続きで完了です）

- 税額に関係のない資料とはいえ、提出が漏れると税務署から指摘が入る事もあるので気を付けましょう

a. 添付書類（法人事業概況説明書）を作成する

法人事業概況説明書とは、税務署に法人の業務内容や業況を説明する為の書類です。
会計数値はfreee会計から連携されますが、事業内容等の情報は手入力が必要になります。

月別売上高等の連携をする　クリック

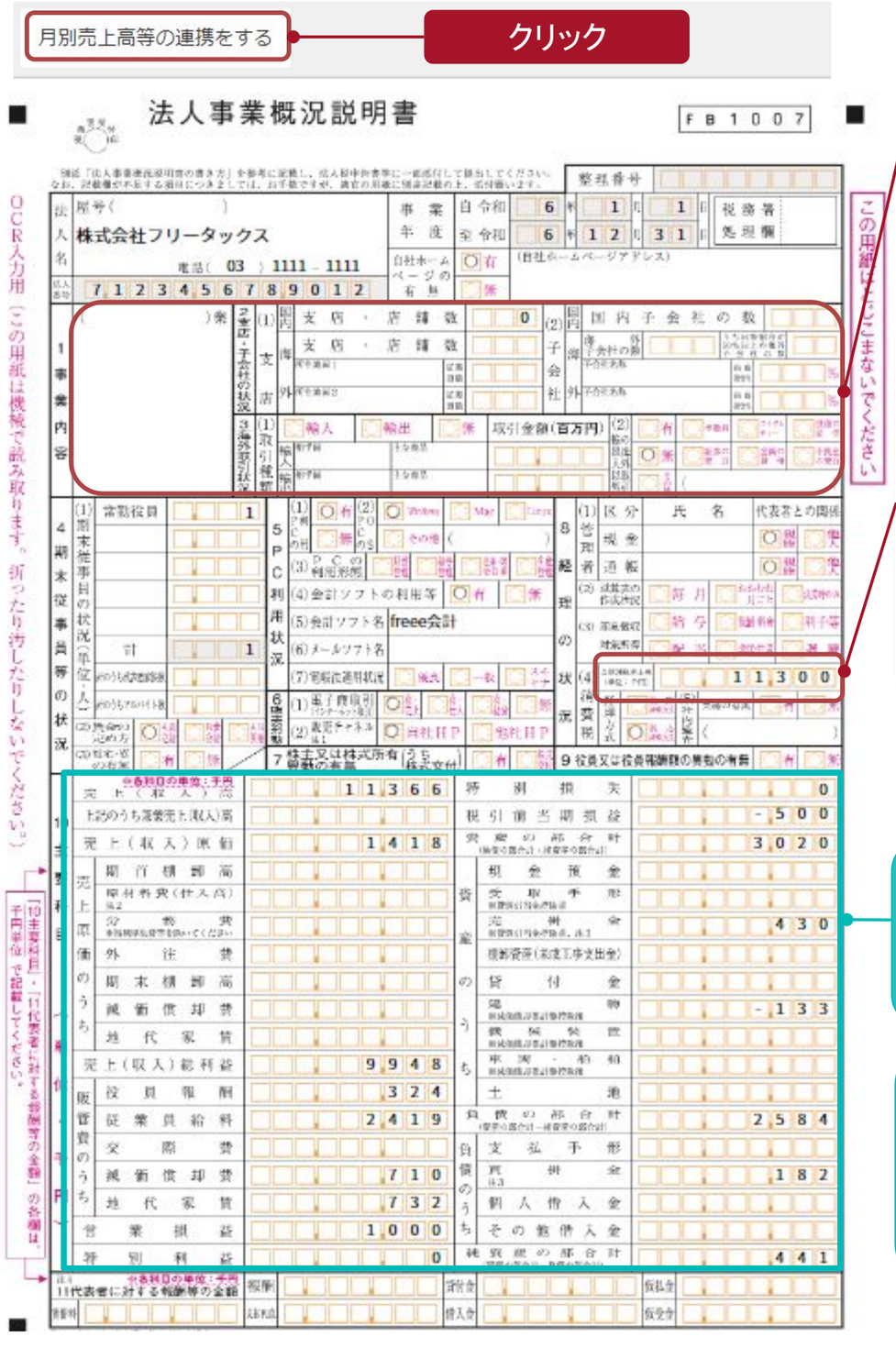

該当あれば記載

「有・無」については、いずれかを選択

この用紙はそこまないでください

freee申告の「消費税申告書」で金額を確認し、記入

・一般課税の方：
付表の「課税売上額（税抜）」と「免税売上額」の合計
・簡易課税の方：
第一表の「この課税期間の課税売上高」の金額
・2割特例を適用の方：
消費税区分基礎データ一覧の（課税売上と免税売上の税抜金額の合計）－（課税売上と免税売上にかかる対価の返還の税抜金額の合計）の金額

この欄は「会計連携」により自動更新

この欄は「月額売上高等の連携をする」により自動更新

詳細は ガイドへ

b. 適用額明細書を作成する

適用額明細書は、【中小企業者等の法人税率の特例】等の税額等を減少させる措置法の適用を受ける場合に、その措置法の条項や適用額を記載して提出する資料です。「適用額の同期」をクリックすれば自動作成されます。

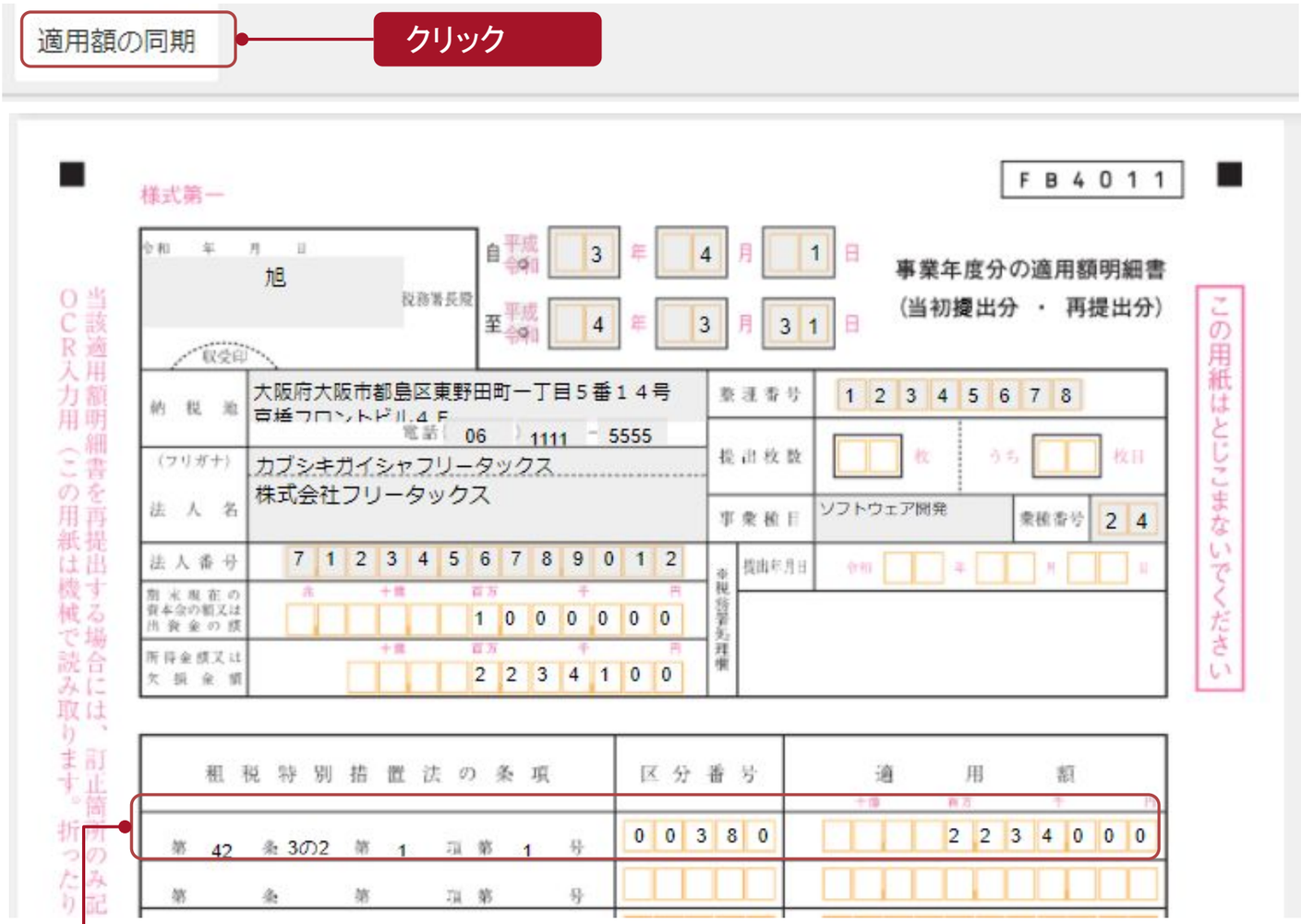

適用している条項と
金額が自動で反映

特定の措置法の適用がない場合は、画面上部に以下のようなメッセージが表示されます。
なお、適用がなければ書類の提出は不要です。

特例の適用を受けている項目はありませんでした。

詳細は
ガイドへ

c. 勘定科目内訳明細書を作成する

勘定科目内訳明細書は、各勘定科目の内訳を内容別・取引先別等で記載した書類です。
主要な科目の残高はfreee会計から自動連携されます。

会計側にもこの書類の作成機能がありますが、必ずfreee申告側から作成してください
（特に電子申告を行う場合はfreee申告から作成する事が必須となります）

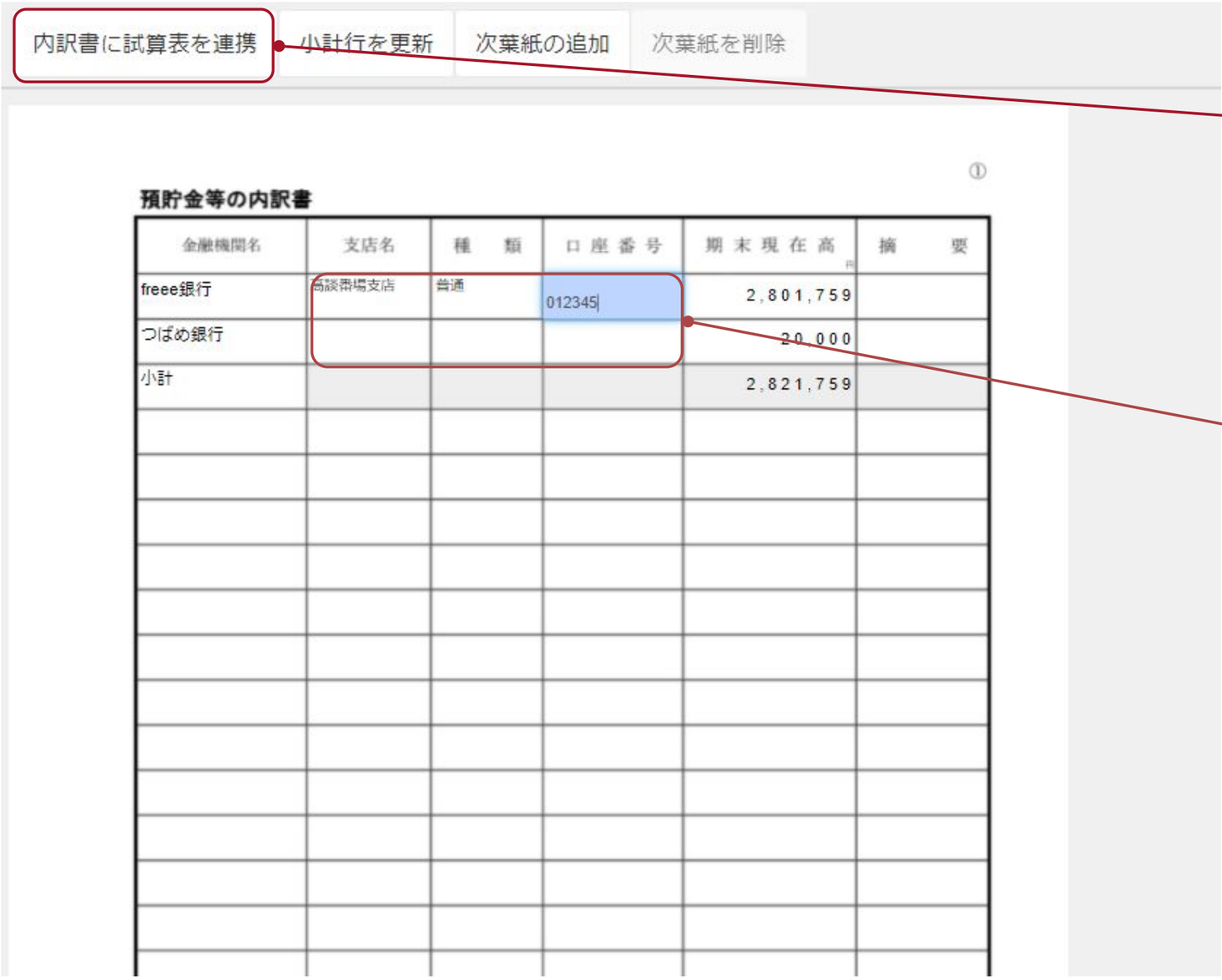

freee会計を更新した
場合はクリック

連携されない
定性情報は
直接入力

詳細は
ガイドへ

Section7.

申告書の最終チェックを行う

このセクションのポイント

- freee申告で税額を間違える原因の殆どは、計算の基礎となる基本情報の誤りか、freee会計とfreee申告のデータの間に情報のズレによるものです
- このセクションで挙げている項目を全て確認する事で、基本情報の誤りやデータ間のズレを解消できます

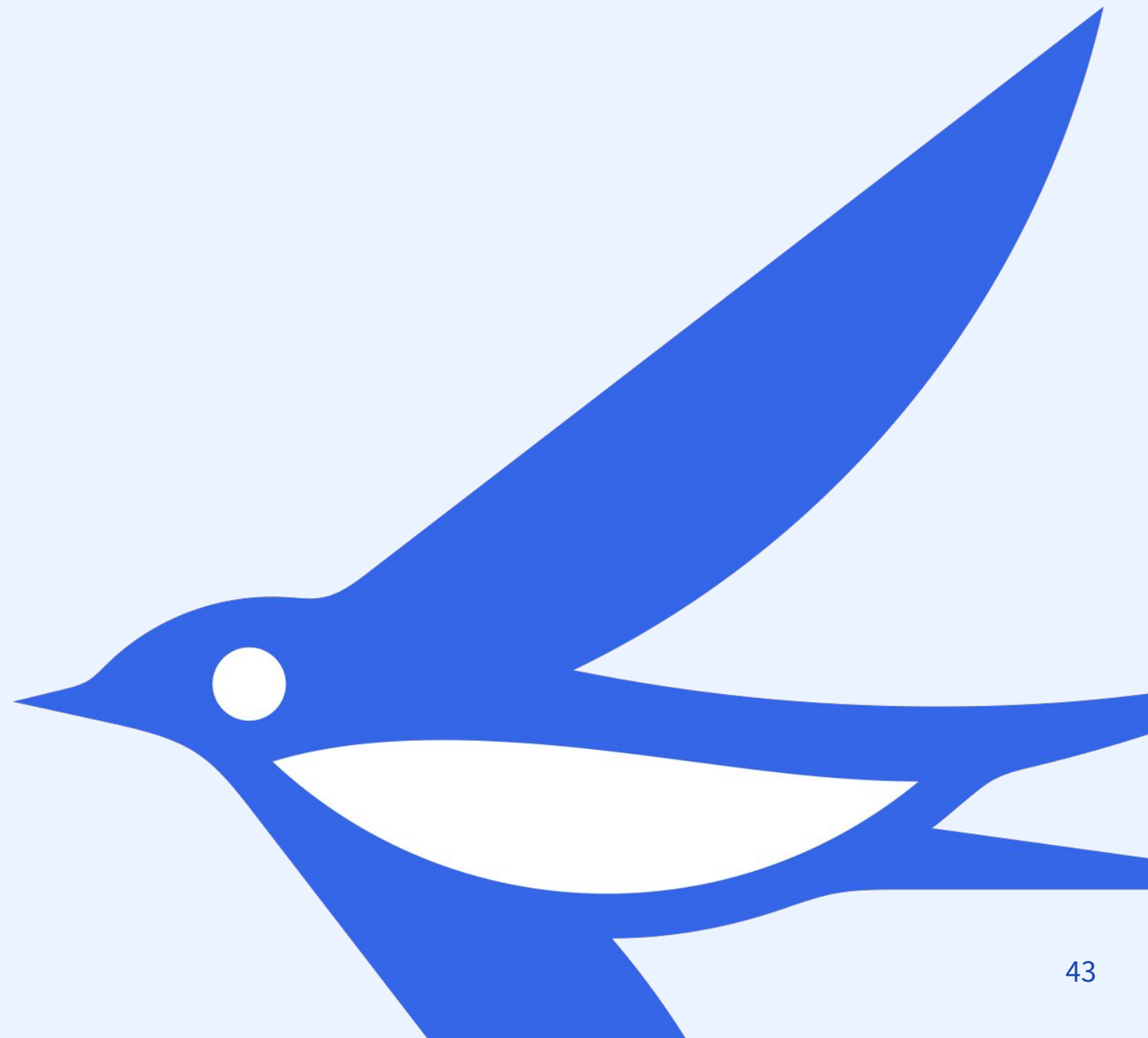

正しく申告書は作成できていますか？　最終チェック！

別表一	事業年度は正しいですか？	NO →	freee会計の 事業所の設定 から会計期間を変更 し、申告書を再度新規作成します。
	↓ OK!		
別表四	1欄「当期利益又は当期欠損の額」が「損益計算書の当期純利益」と一致していますか？	NO →	申告書の連携時点が古い可能性があります。**再度連携して更新が必要** です。連携方法はこちら。
	↓ OK!		
別表五（一）	25欄「繰越損益金」の④が、貸借対照表の「その他利益剰余金」と一致していますか？（別途積立金は除く）	NO →	25「繰越損益金」の①が未入力になっている場合、入力が必要です。
	26欄「納税充当金」の④が、貸借対照表の「未払法人税等」と一致していますか？	NO →	こちらは別表五（二）と連携しています。一致していない場合は**税額調整をやり直してください。**
	32欄「資本金」の④が、貸借対照表の期末の「資本金」と一致していますか？	NO →	32欄「資本金」の①～③が未入力になっている場合、入力が必要です。
	↓ OK!		
別表五（二）	7欄「道府県民税」の①列「期首未納税額」に前年度の住民税（道府県民税）の値がありますか？	NO →	この欄は必ず値が入る箇所です。未入力の場合は前年の別表五（二）等を確認の上、入力が必要です。
	↓ OK!		
六号様式 二十号様式	「この申告により納付すべき均等割額」に値がありますか？	NO →	事業所情報は正しく登録されていますか？**支店がある場合、支店の情報も登録が必要です。** 登録方法はこちら。
	↓ OK!		
二十号様式	（東京23区以外に事業所がある場合のみ）5欄もしくは6欄の税率は正しいですか？	NO →	市町村のホームページの税率表との一致を確認します。確認方法はこちら。

Section8.

決算書を作成する

このセクションのポイント

- 紙で提出する場合と電子申告する場合では、決算書の作成方法が異なります
- 紙で提出する場合は、全てfreee会計側で行います
- 電子申告を行う場合は、freee会計側で行う作業は一ヶ所だけで、他の作業は全てfreee申告側で行います

【紙で提出する場合】出力用の決算書をfreee会計で作成する

freee会計の「決算申告」→「決算書」から決算書の出力設定を行い、保存します。

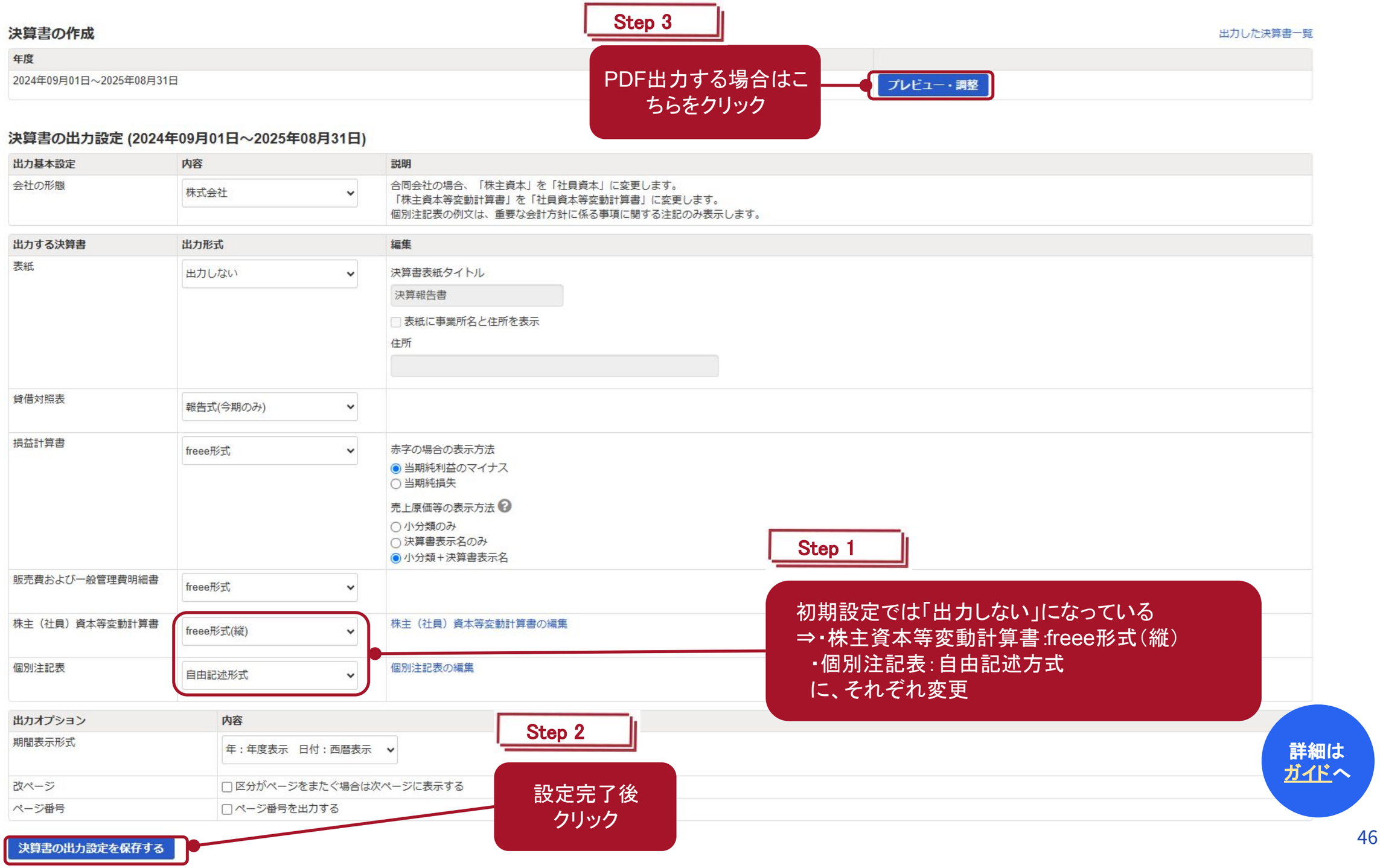

【 紙・電子共通】freee会計の情報を株主資本等変動計算書に反映させる

株主資本等変動計算書にfreee会計の情報を反映させるため、「B/S残高取得」をクリックします。
この作業は、電子申告する場合も予め行う必要がある点、ご注意ください

株主（社員）資本等変動計算書	freee形式(縦)	株主（社員）資本等変動計算書の編集 クリック
個別注記表	自由記述形式	個別注記表の編集

株主（社員）資本等変動計算書の編集

B/S残高取得 当期首残高・当期末残高の前回取得日: 2020年 02月 20日 13:17:42 保存

残高取得に関しては留意点がございますので、詳しくは ヘルプページ の「株主資本等変動計算書をfreeeで作成する」をご参照ください。

当期変動額 内訳項目の編集

	株主資本				
	資本金	新株式申込証拠金	資本剰余金		
			資本準備金		繰越利益剰余金
当期首残高	70,000,000	0	20,380,000	0	25,755,117

詳細は ガイドへ

【電子申告を行う場合】電子申告用決算書を作成する

電子申告を行う場合、e-Taxの規格に合わせた決算書の作成が必要となります。
freee申告の「決算書」→「電子申告用の決算書」からfreee会計との連携を行います。

Step 1

書類ごとに選択

電子申告用決算書

freee会計の決算書　PDF出力

貸借対照表　損益計算書　製造原価報告書　株主資本等変動計算書　個別注記表

貸借対照表を保存

絞り込み　値の存在する科目のみ表示

freee会計の貸借対照表を連携

ここをクリックしてfreee会計の情報と連携

Step 2

名称	金額
貸借対照表	
資産の部	3,158,487
流動資産	1,986,936
現金及び預金	1,016,235 円
売掛金	490,876 円
その他の当座資産	15,057 円
前払費用	454,320 円
仮払消費税等	10,448 円
固定資産	1,171,551

詳細は
ガイドへ

【電子申告を行う場合】電子申告用決算書を作成する

freee会計で勘定科目を追加している場合はe-Taxの定義に対応した勘定科目名称にマッチングさせる必要があります。

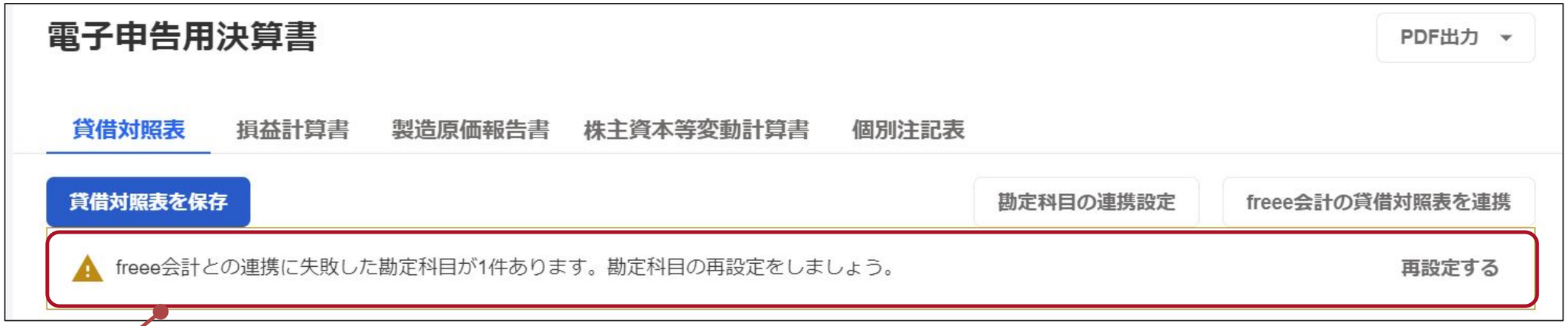

freee会計で新たに決算書表示名を追加している場合は連携に失敗となるため、「再設定する」をクリック

対応する勘定科目を選択（freee会計上「みずほ」と表示された残高は、電子申告用決算書では「普通預金」に読み替えられて表示）

検索語句で勘定科目の検索も可能

設定完了後クリック

詳細は ガイドへ

【電子申告を行う場合】株主資本等変動計算書の作成における注意点

株主資本等変動計算書は、変動事由については連携対応していません。
freee会計から連携後、当期変動額合計に一致するように手入力を行います。

【電子申告を行う場合】個別注記表の作成における注意点

個別注記表はfreee会計から連携することができないため、設定内容欄に手入力します。

Section9.

申告書を提出・納税する

このセクションのポイント

- 申告・納税は決算日から原則2か月以内に行う必要があり、2ケ月を超過すると延滞税等が発生します。
- 法人の申告においては、国税・地方税でそれぞれ提出する資料と提出先が異なりますのでご注意ください。

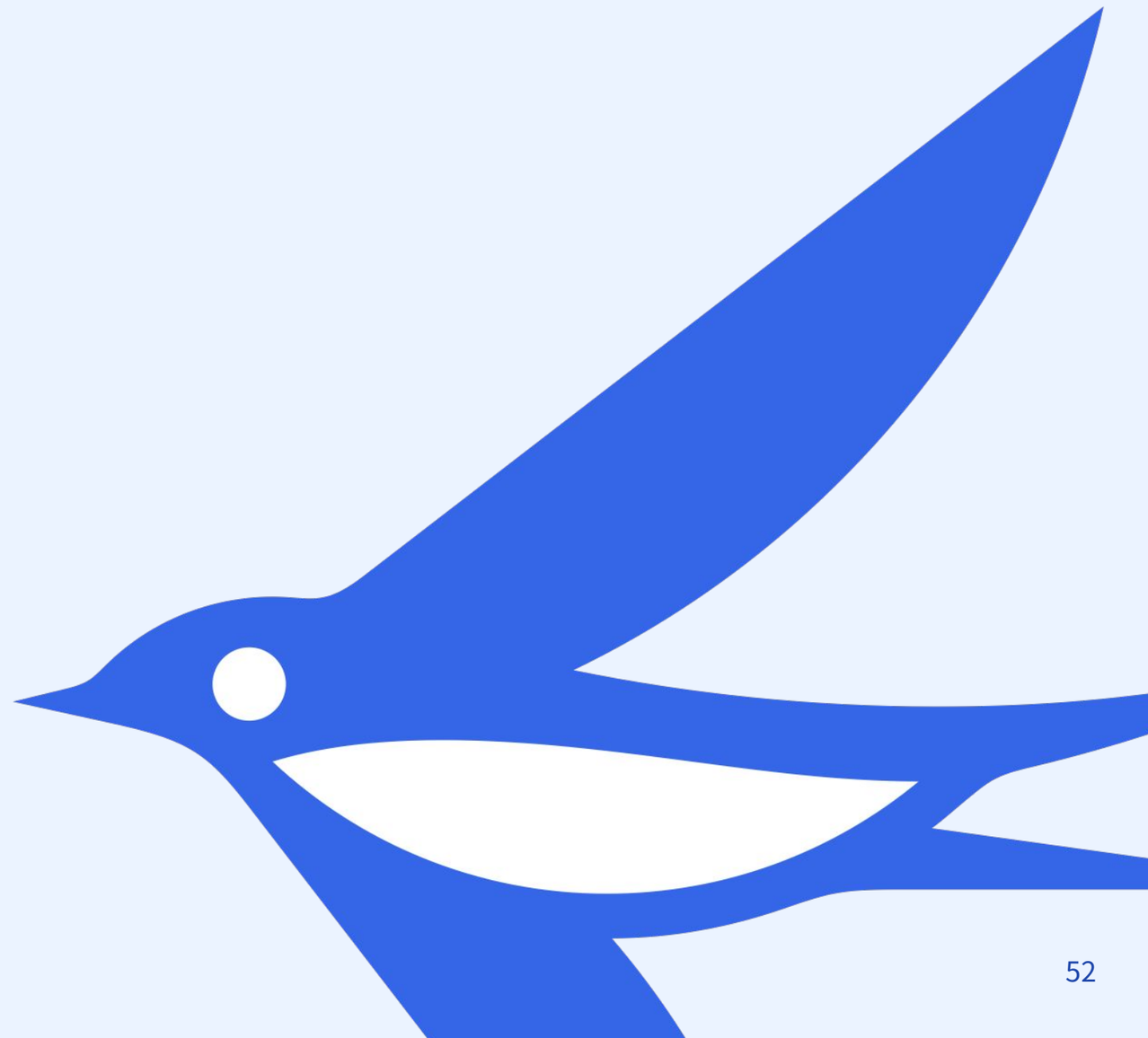

a. 【紙・電子共通】書類毎の提出先を確認する

書類の提出には、電子申告、郵送、税務署への持ち込む方法の3種類がありますが、提出先は何れも以下の通りです。

	提出先	書類の種類	具体的な書類名
申告	管轄の税務署	国税	別表等 消費税申告書（該当ある場合のみ）
		添付書類	法人事業概況説明書 適用額明細書
		勘定科目内訳明細	勘定科目内訳明細書
		決算書	貸借対照表 損益計算書 株主資本等変動計算書 個別注記表
	管轄の都道府県税事務所	地方税	第六号様式　等
	（東京23区除く※）管轄の市町村役場	地方税	第二十号様式　等
納税	銀行	納付書	各税目の納付書

※東京23区は東京都が一括管理しているため、都税事務所の手続きで完了

詳細はガイドへ

b.【紙で申告する場合】申告書を提出する

紙で提出する場合は、申告書等は提出用と控えの2部を一式印刷し、左側をホチキス留めしてファイルします。
郵送で提出する際は、申告書等の正本（提出用）を送付してください。

別表・添付書類・決算書等

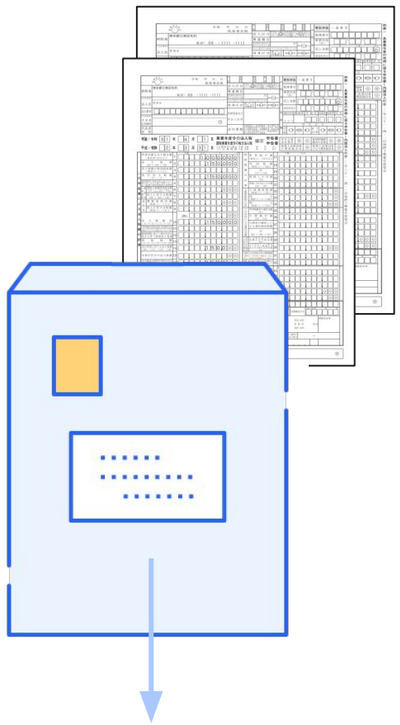

〒108-8622

港区高輪3-13-22

品川税務署御中

法人税確定申告書在中

第六号様式等

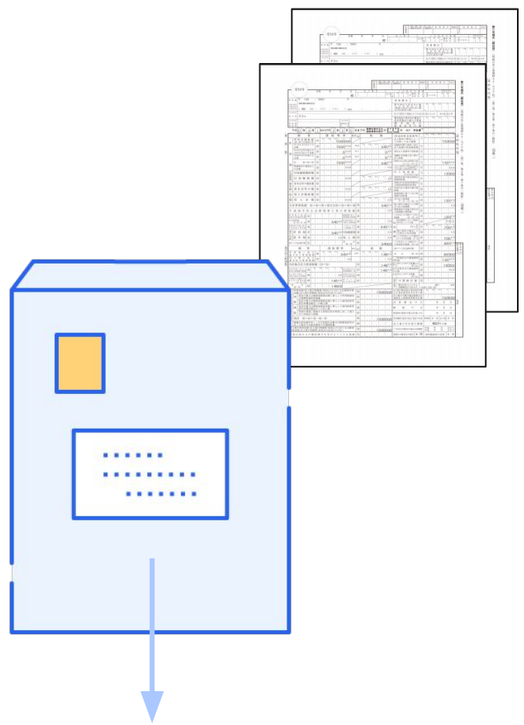

〒140-8716

品川区広町2-1-36

品川都税事務所御中

地方税確定申告書在中

第二十号様式等
＊東京23区以外に会社がある場合

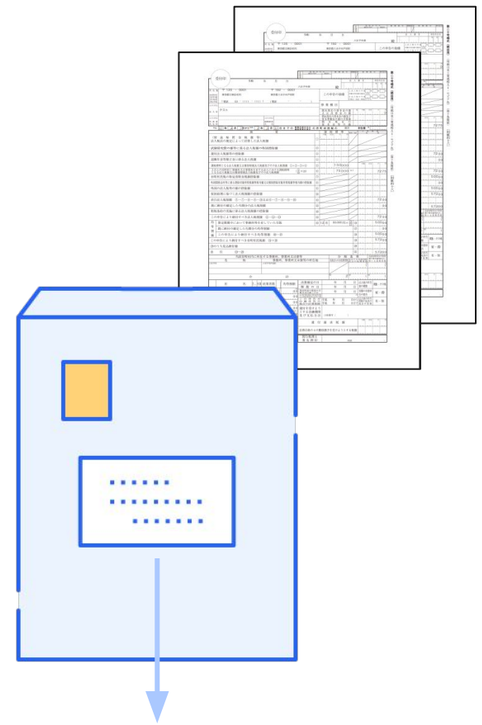

〒192-8501

八王子市元本郷町3-24-1

八王子市役所御中

地方税確定申告書在中

詳細はガイドへ

c.【電子申告を行う場合】事前準備を行う

電子申告には事前準備が必要です。特に電子証明書は取得に日数がかかりますので、1週間は余裕を持って準備しておきましょう。電子申告開始ナビを利用すると、以下の事前準備をスムーズに行うことができます。

事前準備のチェック表

電子証明書の取得は完了していますか？	NO	電子申告には法人代表者のマイナンバーカードの用意、もしくは法務局などで「電子証明書(持ち主の身分証明をするファイル)」を取得する必要があります
↓ OK!		
ICカードリーダは購入していますか？	NO	電子証明書がカード形式の場合は、読み込むためのICカードリーダーが必要です。 カード毎に対応したものをこちらでご確認ください
↓ OK!		
e-Taxの利用者識別番号は取得していますか？	NO	e-Taxサイトの画面の画面から、開始届出書作成・提出を行います。取得した利用者識別番号と暗証番号は送信時に利用するので控えておきましょう
↓ OK!		
利用者識別番号と電子証明書との紐づけはできていますか？	NO	e-Tax(WEB版)で、取得した電子証明書をe-Taxの利用者識別番号と紐付けます
↓ OK!		
eLTAXの利用者IDは取得していますか？	NO	eLTAXサイトの画面から、新規に利用者IDを取得します。取得した利用者IDと暗証番号は送信時に利用するので控えておきましょう
↓ OK!		
freeeの電子申告アプリはインストール済みですか？	NO	ダウンロードリンク(Windows、Mac)から、freeeの電子申告アプリをダウンロードします

詳細は
ガイドへ

c.【電子申告を行う場合】申告書を提出する

マイナンバーカード読み込みをスマートフォンで行う場合、「スマートフォン」を選択します。操作詳細はこちら。
マイナンバーカード読み込みをカードリーダーで行う場合、「パソコン」を選択します。操作詳細はこちら。

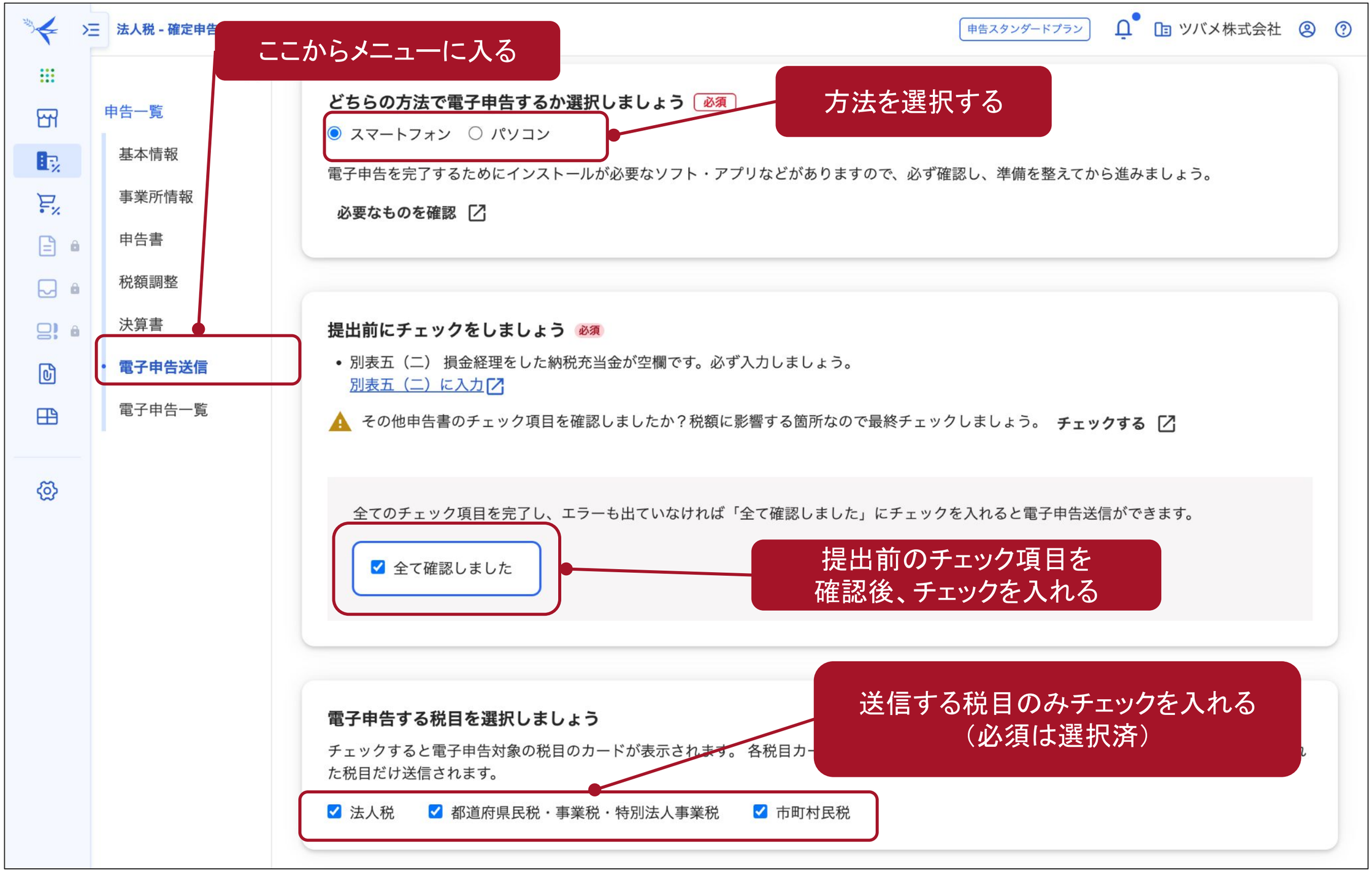

c.【電子申告を行う場合】申告書を提出する

申告対象となる各税目で「送信チェック」をクリックし、送信準備を完了していきます。
スマートフォンで申告する場合は、画面下部の「QRコードを表示する」ボタンをクリックします。操作はこちら。
パソコンで申告する場合は、画面下部の「送信（電子申告アプリが起動します）」をクリックします。操作はこちら。

d.【電子申告を行った場合】電子納税する（e-Tax）

インターネットバンキングを利用し、e-Taxの画面から電子納税を行う方法をご案内します(国税のみ。地方税は次ページ参照)。電子納税は、電子申告したことが前提となります。また利用可能な金融機関のインターネットバンキング口座が必要です。

1. **国税電子申告・納税システム（e-Tax）**へログインします。
   e-Taxの利用者識別番号と暗証番号が必要です。
2. メッセージボックス一覧の確認画面へ移動します。
3. 受信メッセージのうち「納付情報登録依頼」をクリックします。
4. 「インターネットバンキング」をクリックします。
5. e-Gov電子納付画面に遷移するので、ご利用の金融機関の画面に移動し、納税を行います。

d.【電子申告を行った場合】電子納税する（eLTAX）

インターネットバンキングを利用し、eLTAXの画面から地方税の電子納税を行う方法をご案内します。
電子納税は、電子申告したことが前提となります。また利用可能な金融機関のインターネットバンキング口座が必要です。
操作の詳細はeLTAXによる動画を参照ください。

1. PCDesk（WEB版）へログインします。
eLTAXの利用者IDと暗証番号が必要です。

2. 「納税メニュー」→「納付情報発行依頼の確認・納付」へ進みます。

3. 「納付情報一覧」画面で納付したい行に☑を入れ、「次へ」をクリックします。

4. 「納付・納入金額（総括表）」で金額を確認し、「次へ」をクリックします。

5. 納付方法選択画面で「インターネットバンキング」を選択し、「次へ」をクリックします。

6. 支払金融機関の選択画面になるので、ご利用の金融機関の画面に移動し、納税を行います。

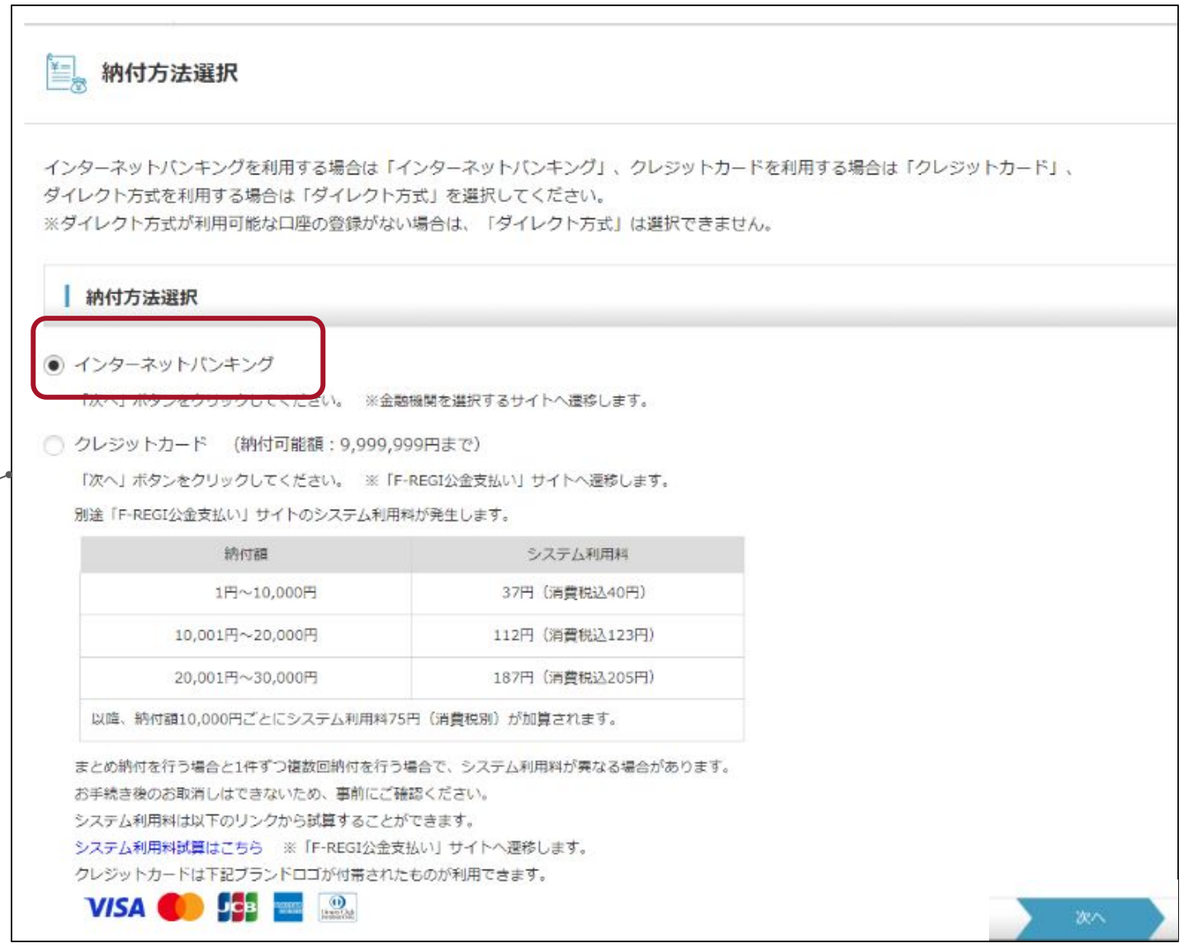

d.【紙・電子共通】納付書に転記し、税額を納付する

税務署・都道府県税事務所・市町村から郵送される複写式の納付書に、税額を転記し、金融機関等で納付します。
※法人税・地方法人税の納付書は、税務署指定の3枚綴りの納付書でないと受付できないのでご注意ください

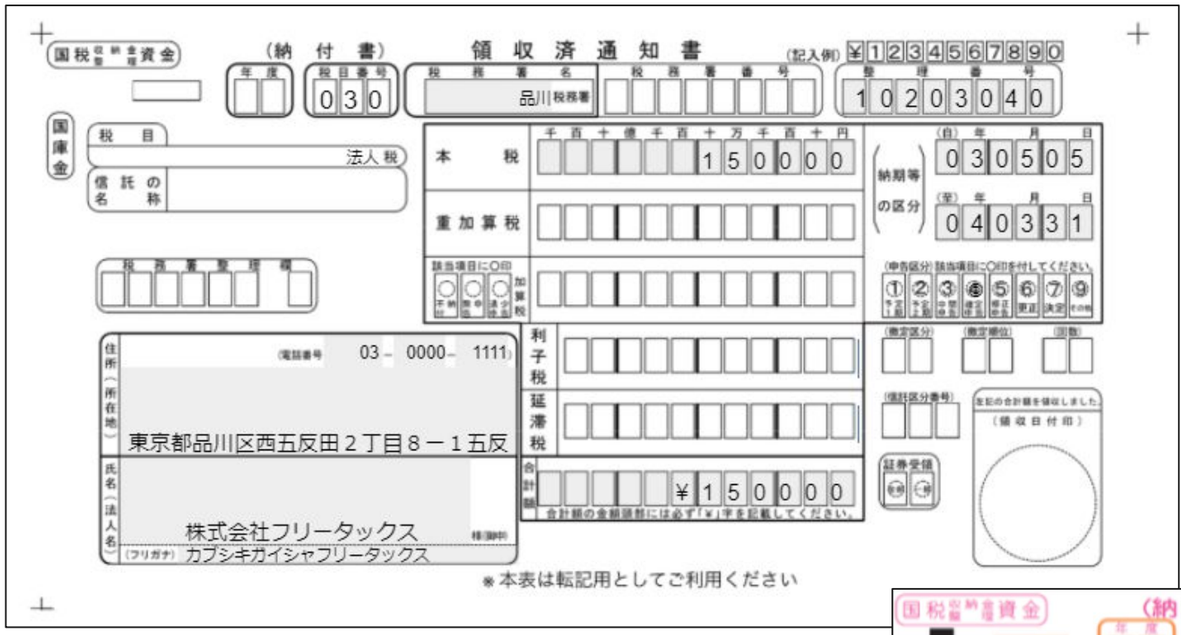

freeeの画面

税務署指定の
納付書に転記

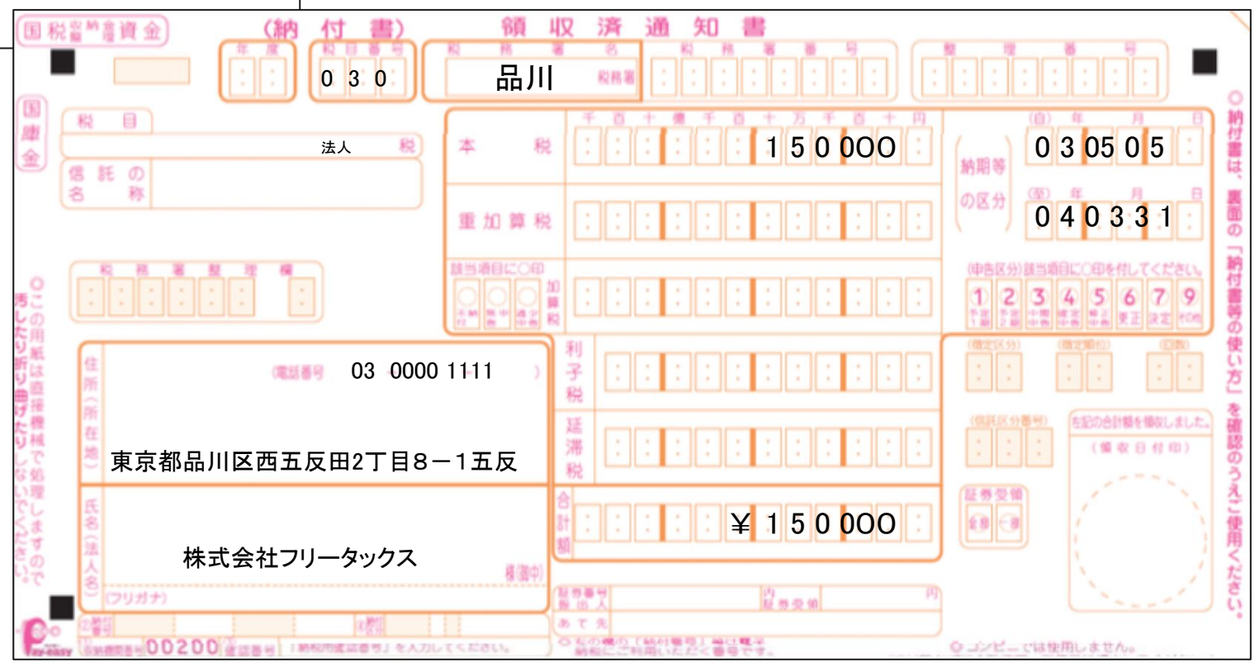

税務署指定の納付書

詳細は
ガイドへ

Section10.

申告・納税後の処理を行う

このセクションのポイント

- 納税が完了したタイミングでは既に新年度が始まっているので、freee会計・freee申告もそれぞれ新年度に向けた対応が必要になります
- この作業は、これまでの申告手続きの「2ケ月以内」というような時間的制約はないですが、記憶が確かなうちに作業を進めましょう。

a. freee会計の年度締めを行う

freee申告の作業が完了したら、freee会計側で年度締めを行います。
年度締めにより、当事業年度のfreee会計の入力は不可能になり、freee申告側との整合性が担保されます。

b. 納税した支出金額の処理をfreee会計で行う

税額調整メニューで会計側に連携した法人税等の仕訳は、freee会計上、未決済取引として登録されているので、Section08で納税を済ませたら、freee会計上で未払法人税等を消込む作業を行う必要があります。

※以下の案内は手動で消し込み作業を行う場合の手順となります
「自動で経理」をご利用の場合は、支出明細から消し込み作業を行ってください

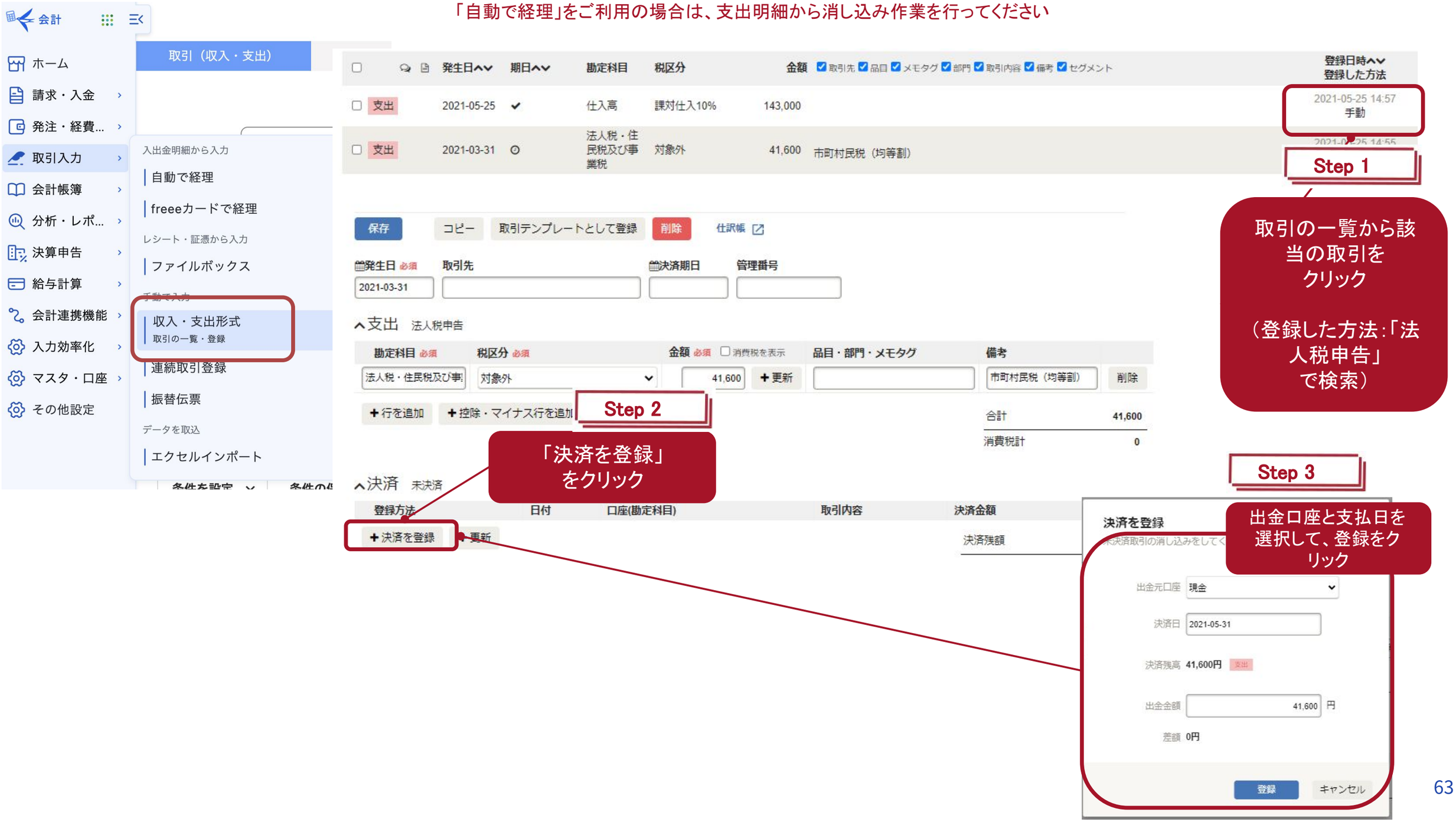

c. freee申告の次年度繰越を行う

以下はfreee会計の年度締めを行った後、新しい年度の申告書作成をする際に行います。

1. freee申告とfreee会計の決算期が異なる場合、ログイン時に以下のモーダルが表示されます。
   年度を更新する場合は、青色の「変更する」をクリックしてください。

新しい年度にしたい場合は
こちらをクリック

モーダルを閉じた後に、次年度繰越を行いたい場合はメニューの「申告一覧」をクリック

2. その後「繰り越して作成」をクリックすると、前年度情報をコピーし新しい年度の申告書を作成します。

「繰り越して作成」をクリック

以上で申告作業は終了です

お疲れさまでした！